

自主防災会の手引

津 市

令和7年3月改訂
(平成26年8月作成)

目次

第1章 自主防災会とは.....	- 2 -
1 自主防災会の組織.....	- 3 -
2 自主防災会の設立.....	- 4 -
3 自主防災会の運営.....	- 6 -
第2章 自主防災会の活動.....	- 9 -
1 リーダーの役割と重要性.....	- 9 -
2 平常時の主な活動項目とその実施方法.....	- 10 -
3 災害時の活動.....	- 19 -
第3章 自主防災活動に対する市等の支援.....	- 30 -
1 津市地域防災力強化推進補助金.....	- 30 -
2 防火防災訓練災害補償等共済制度.....	- 31 -
3 防災研修会、防災訓練等への職員派遣.....	- 32 -
4 津市以外の防災関係機関が行う講習等.....	- 33 -
第4章 津市の防災対策.....	- 35 -
1 避難情報発令の判断基準.....	- 35 -
2 デジタル同報系防災行政無線の運用について.....	- 44 -
3 指定避難所	- 48 -
4 一時避難場所.....	- 48 -
5 津波避難ビル・津波避難協力ビル.....	- 48 -
6 土砂災害避難施設.....	- 48 -
資料集	- 49 -
【お問い合わせ先】.....	- 68 -

はじめに

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、地域住民の初期消火などの延焼防止や救助活動により、多くの人命が救われたという事例が見られ、地域防災活動の重要性が改めて認識されました。

また、平成23年に発生した東日本大震災でも、津波発生時の避難誘導や避難所運営など地域での防災活動により人命を救い、住民の安心につながりました。

津市においても、南海トラフ地震の発生により大きな被害が出る事が予想されています。災害に強い安全・安心な地域社会をつくるためには、日頃から自主防災の意識をもって、災害発生時に的確な対応ができるよう研修や訓練を通じて基礎知識を身に付けておくことが大切です。

この「自主防災会の手引」は、地域防災のリーダーとなる自主防災会長や自治会長をはじめ、役員の方々が、「自分たちの地域は自分たちで守る」との理念のもと、防災活動の手引として活用していただけるよう作成しました。

自主防災会のリーダーの皆様におかれましては、この手引を参考として、研修や訓練などを通じて、災害に対しての備えと正しい知識を身に付けていただくようお願いいたします。

東日本大震災時の自主防災活動 ～仙台市西原町内会～

西原町内会は世帯数280世帯で構成している町内会です。今回の震災では津波により多くの町内会の方が犠牲になり、多くの住家が流出または全壊しました。

地震発生後直ちに、役員5名と手分けして町内会員の避難誘導をしている時に、携帯ラジオで津波の情報を知り、まず、一人暮らしの人を避難するように役員と手分けして町内を回り、中野小学校に避難させました。今回の震災の活動で悔しくてたまらないのは、役員の一人が活動中に津波に巻き込まれ犠牲になったことです。

津波発生直後、中野小学校の屋上に雪降るなか、550名が避難していました。津波が引いた後は蒲生地区の住家は流出し、土台のみの情景を見た時、この世のものとは思われず呆然となりました。～中略～ 翌日、明るくなってから、消防応援隊の札幌市消防局のヘリコプターで高齢者や子供たちを優先に搬送していただきました。搬送の優先順番は年齢や健康状態を基に、町内会役員と避難住民とが話し合って決定しました。また、学校から1km近くまでの瓦礫の山が昼頃までには通れるようになり、午後から小学校の高学年や高齢者以外の人たちが市営バスで避難しました。なお、高齢者と子供たちは霞目駐屯地を經由して、各避難所に振り分けられました。

私は市立工業高校に避難し、約300人避難している避難所の運営委員長を行いました。震災後2日目の夜も寒さのため眠れませんでした。仙台市工業高校の体育館に1ヶ月の間避難をし、校長先生はじめ、先生方に大変お世話になり感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございました。

〔仙台市ホームページから引用〕

第1章 自主防災会とは

自主防災会は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を防止し、軽減するための活動を行う組織です。

自主防災会は、地域において「共助」の中核をなす組織として、普段から生活環境を共有している自治会等を中心に、地域の主体的な活動として結成・運営されることが望まれます。

自主防災会が災害時に備えて日頃から取り組む主な活動として、防災知識の普及・啓発、地域の危険箇所や災害時に役立つ場所・物等の把握、防災資機材の整備、防災訓練、避難行動要支援者対策などが挙げられます。また災害時には、情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、避難誘導、救出・救護、避難所運営等の活動が挙げられます。

その他にも、家屋の耐震補強や家具の転倒防止の推進、地域の活動団体や事業所等と協力しながら様々な防災対策を推進するなど自主防災会の活動は多様なものとなっており、災害時に被害を最小限に食い止めるために重要な役割を担います。

1 自主防災会の組織

(1) (単位) 自主防災会 (701組織)

自治会を中心として組織されています。住民の隣保協同の精神に基づき、自主的な防災活動を行い災害に強いまちづくりに努めています。

(2) 地区自主防災協議会 (77組織)

主に小学校区単位で、自主防災会・各種団体等の代表者により組織されています。地区内の防災関係団体等の活動を効果的に運用し、災害に強いまちづくりに努めています。

(3) 津市自主防災協議会各支部 (10組織)

旧市町村単位で、地区自主防災協議会の代表者により組織されています。地区自主防災協議会の防災活動を支援するとともに、地区協議会が連携し、災害に強いまちづくりに努めています。

(4) 津市自主防災協議会 (1組織)

津市全域にわたる自主防災協議会で、自主防災協議会各支部の代表者により組織されています。各支部の防災活動について相互に連携し対応を図ることで、災害に強いまちづくりに努めています。

2 自主防災会の設立

自主防災会の設立については、次のような場合があります。

- ① 新しく自主防災会を設立する場合
 - ② 既存の自主防災会から分離して自主防災会を設立する場合
 - ③ 既存の2以上の自主防災会を統合して新たに自主防災会を設立する場合
- 自主防災会を設立する場合の一般的な手順は次のとおりです。

(1) 設立準備会の設置

設立準備会を設け、自主防災会設立までのスケジュールや手順の検討を行います。

(2) 組織規模、活動目標の検討

自主防災活動を効果的に行うことができる規模で、地理的・社会的条件から見て、地域住民が一体性を感じることができる区域、例えば自治会などを中心に結成されることが考えられます。また、地域の実態に応じた暫定的な活動目標を立てます。

(3) 自主防災会設立について住民の意見集約

自治会の総会や会議の場などで防災研修会を開催するなどして、防災活動の必要性を訴え、組織づくりについて住民の意見を集約します。

(4) 規約案の作成

出された意見を踏まえ、組織の範囲・目的や活動内容、役員の選任方法や役割などを規約として定めます。

(5) 防災計画案の作成

防災活動を行うための必要事項を定めた防災計画を地域の特性に応じて作成します。

(6) 事業計画・予算・運営方法案などの作成

規約案や防災計画案に基づき、当該年度の事業計画案、予算案、組織の運営方法や役割分担などの作成を行います。

(7) 設立総会の開催

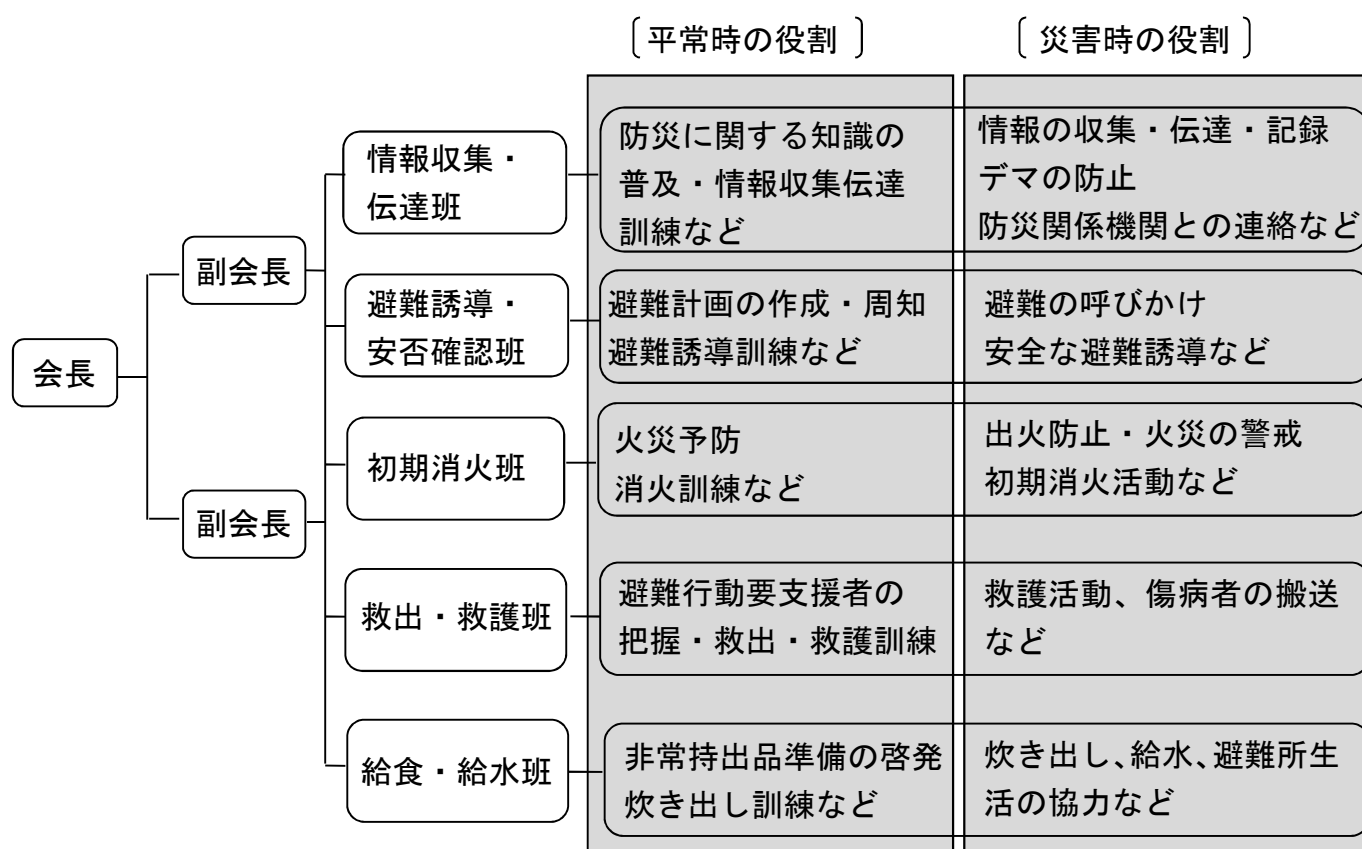
設立総会を開催し、議案（規約、事業計画、予算、役員選出など）を審議、決定します。

自主防災会を設立したら、自主防災組織結成届を市の防災担当課に提出します。（資料①～⑤参照）

自主防災会は、地域の実態を踏まえつつ、取り組むべき自主防災活動を分析し、その班構成と役割分担を明確にする必要があります。自主防災会は概ね次の図のような班構成が考えられます。平常時の防災訓練等を通じて、必要な見直しを行いながら、地域の実態に応じた組織体制にしましょう。

また、災害時には、事態に柔軟に対応できるような組織体制と役割分担を考えておくことが大切です。

自主防災会の組織図と役割分担（例）



3 自主防災会の運営

自主防災会を有効に運用していくためには、活動計画や活動内容などの立案が必要です。しっかりとした方針を立て、充実した活動を展開しましょう。

また、自主防災会の活動に女性の視点を生かすため、組織の役員等に女性を加えるなど、組織運営に女性が関われるような組織づくりに努めましょう。

(1) 会議の開催と組織の運営

活動を有効に進めていくためには、話し合いが重要です。会議では、テーマをはっきりさせる、司会役を置く、論理的に話す、会議録をとるなどがポイントになります。

意見がある場合は、会議の席で自分の意見を述べるようにし、人の発言にもきちんと耳を傾けましょう。

あいまいな点は、そのままにせず、よく話し合い、会議の最後には皆の理解が一致するようにしておきます。

独断的な決定や、一方的な押し付けは避けなければなりません。

(2) 活動計画

防災力の向上は一朝一夕にはできません。安定した継続性が不可欠です。まずは、地域に被害を及ぼす恐れのある災害とは何かを知ることから始め、その上で、災害が起きても致命的な被害にならないように準備をしておく必要があります。今後どのような活動を行うか、また年間を通じてそれをどう具現化していくか、中長期の活動計画を立て実行していくことが重要です。

実現可能な防災目標を掲げて、今年より来年、来年より再来年と防災力の向上を目指しましょう。このような一連の流れは、PDCA サイクルと呼ばれます。

P (Plan) : 計画

地域の防災力向上のために、優先順位の高いものから計画を立てます。その際、なぜその計画が重要なのか、また計画は「誰が」、「どのように」、「いつ」実施するのかを明らかにしておきます。

D (Do) : 実施

計画した対策を実施します。防災対策は、地域の人との協力の他、各種団体や企業、消防・警察などの防災機関、行政などとの連携のもと、その協力を得ていくことが重要となります。

C (Check) : 点検・評価

実施した対策が有効であるかどうかを点検、評価します。

有効性の検証は、実災害が起きるまで待つのではなく、災害発生を想定した訓練の中で行うことが重要です。

より効果的な活動となるよう改善を図っていくことが大切です。

A (Act) : 改善

対策の有効性に懸念が生じたときには速やかに改善を行う必要があります。

自主防災会の年間計画（例）

日 時	内 容
4 月	総会開催、年間計画の決定（昨年度を検証して） P
5 月〇日	救命講習 D
7 月〇日	防災研修会 D
9 月〇日	総合防災訓練 D
11 月〇日	避難行動要支援者宅訪問 D
2 月	1 年間の検証 C
3 月	検証の結果対策を改善 A 新年度計画案作成 P

防災活動に多くの方が参加してもらうために、地域行事と組み合わせるなどの工夫をすることも必要です。

- 例
- ・地域の運動会にバケツリレー、祭りに資機材取扱訓練を取り入れる。
 - ・学校と協力して避難訓練やまち歩き（タウンウォッチング）を行う。

(3) 自主防災会の会計

自主防災会の財源は、会員からの会費や自治会からの繰り入れ、市からの補助金などにより運営されます。会計帳簿を用意し、会計担当者を選任して、会計を正確かつ適正に処理します。

通帳や会計帳簿など関係書類を揃え、会計監査を受け、総会で、収支決算を報告し、決算の承認を得ます。

(4) 個人情報の取扱い

住民の情報を集め、名簿を作成することは、自主防災会が活動する上で重要な作業です。しかし、これらは「個人情報」なので、取扱いを誤ると作成した名簿が悪用されるなど、住民の権利や利益を侵害することになりかねません。

このことから、次の点について十分な注意が必要となります。

◆個人情報の種類

個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいいます。

氏名だけでなく、住所や電話番号、自主防災会における役職等も、氏名と紐づけて管理している場合には、個人情報となります。

◆自治会名簿の作成・管理するときのポイント

①ルール作り

名簿の利用目的や名簿に記載する個人情報の内容、同意の取り方、管理方法についてあらかじめ取扱いルールを決めておくことが重要です。

②利用目的

「会員名簿を作成し、名簿に記載されている会員に対して配布するため」など、利用の目的を特定する必要があります。

③本人の同意

名簿に記載する前に必ず本人の同意を得ることが必要です。また、あらかじめ本人の同意を得ないで、名簿を第三者に提供してはいけません。

④管理方法

名簿は、盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。

また、名簿を配布した会員に対しても、同様に適切な管理をしてもらう必要があります。

◆自主防災会と個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）が改正され、以下のとおり個人情報の取り扱いが厳格化されました。

改正前までは、取り扱う個人情報が5,000人以下の事業所については個人情報保護法の対象外とされてきましたが、改正後は、人数の制限が取り除かれ、個人情報を取り扱うすべての事業所が対象となりました。この事業所には自主防災会等の任意団体も含まれるものとされていることから、自主防災会で持っている会員名簿等の個人情報については、慎重に取り扱う必要があります。

第2章 自主防災会の活動

1 リーダーの役割と重要性

自主防災会のリーダーは、防災に関心を持ち、防災知識や技術を身につけ、住民と力を合わせて、平常時には、地域の安全点検や防災知識の普及・啓発、防災資機材の整備・点検、避難行動要支援者対応、防災訓練の実施などを行うことが求められます。また災害時には、地域住民の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるために、自ら率先して行動するとともに、効果的な防災活動が展開されるよう、自主防災会を指導することが求められます。

自主防災活動の内容は多岐にわたりますので、一人のリーダーだけでこなしていくことは限界があります。リーダーを助け、支える人たちがたくさんいるほど、様々な自主防災活動を展開することが可能になり、また、地域に密着した効果的な防災対策のアイデアも出やすくなります。組織の役員の他にも、防災に関心が高い人や防災知識・技術を持った人を多く集めるなど仲間づくりを行い、地域に潜在している様々な能力を持つ仲間を増やしていきましょう。

また、市や県、三重大学等では、自主防災会のリーダーとして、地域で自主防災活動の中心となっていただくため、様々な研修会・講座を開催していますので、積極的に参加をしましょう。

<主な研修会・講座>

研修会・講座名	実施時期	講座数	受講料
津市自主防災協議会 防災研修会	各年度の事業計画に 基づき決定	—	—
みえ防災塾 基礎コース みえ防災コーディネーター 育成講座	6月～10月 (予定)	全10回	無料
みえ防災塾 さきもり応用コース	6月～2月 (予定)	全24回	有料

講座の様子



令和4年度 津市自主防災協議会
自主防災組織リーダー育成研修



令和6年度 津市自主防災協議会津支部
防災研修会

2 平常時の主な活動項目とその実施方法

自主防災会がいざというとき、有効な活動を行い、被害を最小限に食い止めるためには、普段から地域住民に自主防災会の活動への積極的な参加を促し、防災知識の習得・普及活動が浸透し、各家庭でも災害への備えがなされていることが重要です。

(1) 防災知識の普及・啓発活動

ア 学習会・講演会の開催

学習会は住民の防災意識を高めるための有効な手段です。企画内容を限定せず、色々な講演を依頼し、幅広く知識・理解を深めましょう。

①テーマを設定する

過去の大震災から学ぶ
家庭でできる防災対策など



②内容・講演者を決める

テーマを設定したら、その内容に適した講演者を考える。

防災の研究者、行政担当者（市・県・国）、消防署、消防団員、大災害の体験者など。



③住民に参加を呼びかける

住民へのPR（日程・場所・内容等）を行って参加者を集める



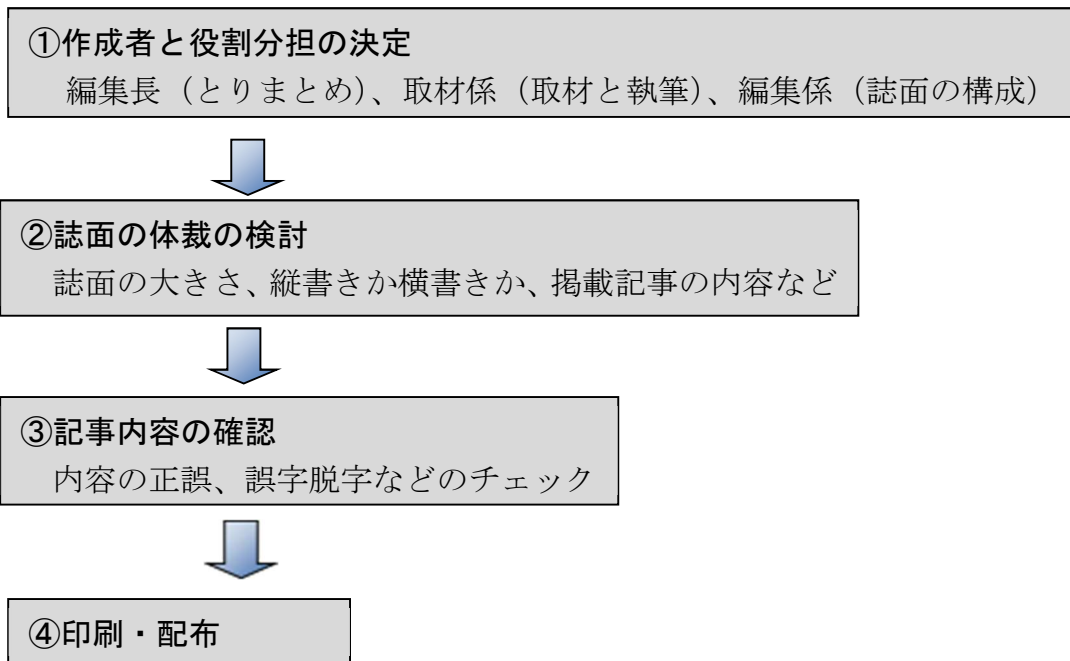
④会場設営

机やイス、配布資料の準備



イ 広報誌の発行

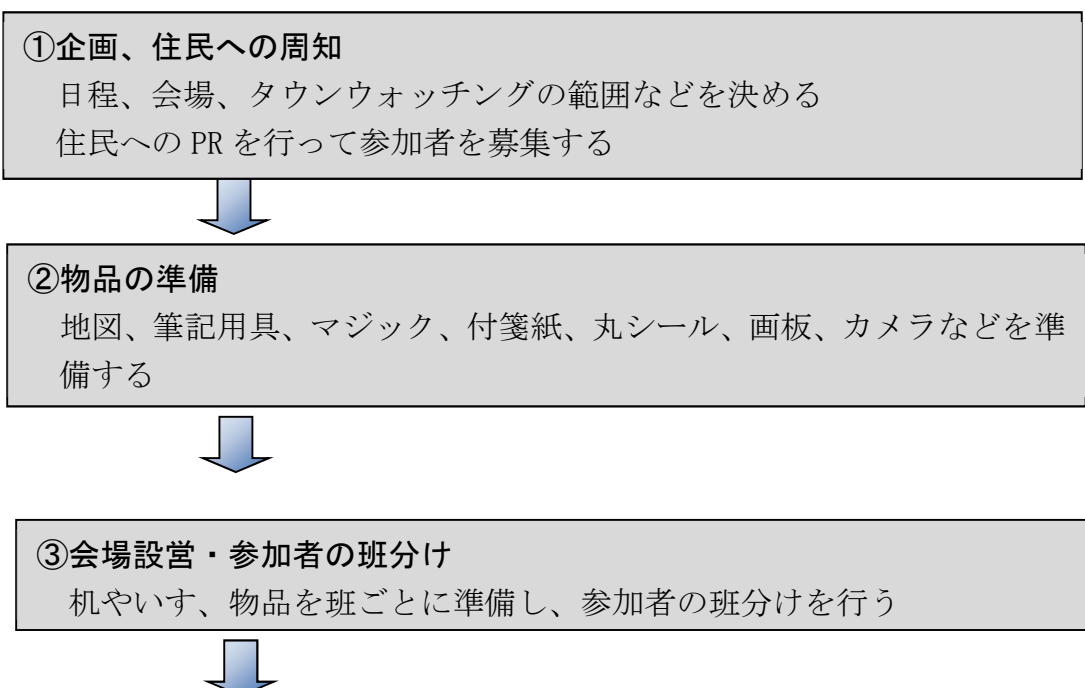
広報誌は、学習会のように実際に出向く必要がなく、手軽に読めるため、住民に対する有効な啓発手段です。広報誌にはなじみやすい名前をつけてできれば定期的に発行し、地域の人に覚えてもらいましょう。



ウ 防災マップの作成

地域の現状を正確に把握することは、防災活動を進めていく上での出発点になります。地域の住民皆で、災害が発生したことをイメージして、地域の危険箇所等を点検し（タウンウォッチング）、地図に記入していくことは、地域をよく知る機会となり、地域防災力の向上に直結します。

地域オリエンテーリングのようなイベントと組み合わせるなど、やり方を工夫すれば幅広い年代の参加者と楽しい協同作業になり、住民の一体感と防災意識の向上につながります。



④タウンウォッチング

班ごとに、タウンウォッチングを行う。災害時に役立つものや場所、危険なものや場所などを確認する



⑤地図の作成

タウンウォッチングで確認したものを、確認場所にあわせて地図上に丸シールをはり、説明書きを行う。丸シールはどの色が何を示しているか凡例をつける。地図の余白に写真を貼る



⑥発表

班ごとに気づいたことや課題、取り組むべき対策などを発表する



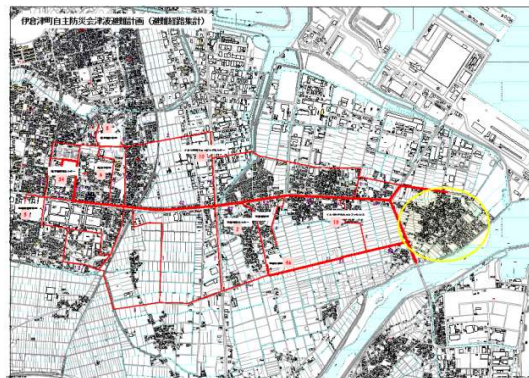
⑦とりまとめ、配布

班ごとの地図をとりまとめて、防災マップを作成し、住民に配布する

** 防災マップは、変化するまちに合わせて定期的に修正し、皆で共有しましょう。*

エ 避難計画の作成

災害により危険が及ぶ場合は、直ちに安全な場所へ避難が必要です。地震、津波、洪水など災害の種類によって避難方法は異なるので、避難開始の基準づくりや避難方法、避難行動要支援者の避難支援について検討し、実際に避難場所まで歩き、所要時間を計ったり、経路の安全性を確認したりするなど避難計画を作成しておきましょう。



詳しくは「タウンウォッチングと避難計画作成のポイント」をご覧ください。

(2) 防災訓練

地震や火災、水害などの災害に対し、自分たちの地域は自分たちで守る活動を行うことができるよう地域の実情に即した様々な訓練を実施し、地域の防災力の向上を図りましょう。

ア 訓練の種別

① 初期消火訓練

大規模災害時に、被害を拡大させる原因として火災があります。火災の拡大を防ぐためには、初期消火活動が欠かせません。

いったん燃え広がると大規模な火災につながる恐れがあるので、火を出さないことが大切です。もし火が出た場合に備えて、初期のうちに完全に消すことができる技能を習得しましょう。

② 救出・救護訓練

大規模災害時には、倒壊家屋や家具の下敷き、落下物により負傷者が発生する恐れがあり、迅速な救出活動が必要です。応急手当の方法や下敷きになった人の救出方法などを習得し、訓練しましょう。

③ 避難誘導訓練

作成した避難計画が機能するか避難訓練で検証し、必要に応じて避難方法・体制を見直しましょう。

④ 情報収集・伝達訓練

災害時は通信手段が途絶又は混乱するので、正確で迅速な情報収集や伝達活動が欠かせません。いざという時に、必要な情報を収集し、また、防災関係機関等からの情報を地域住民に正しく伝達するための方法について検討し、訓練を実施しましょう。

⑤ 給食給水（炊き出し）訓練・物資配給訓練

災害時に食料や水、物資の配給をスムーズに行うために必要な訓練です。非常用食料の調理方法や多人数分の調理・配給などについて訓練を実施しましょう。

⑥ 防災資機材取扱訓練

自主防災会等で整備している防災資機材の取扱いについて訓練を行います。いざという時に備えて、防災資機材の取扱い方を習得しましょう。

⑦ 避難所運営訓練

大規模災害時の避難所運営は、自主防災会の重要な役割の一つです。施設管理者や行政担当者と事前に避難所の運営方法について検討しておきましょう。

⑧ その他

・クロスロードゲーム

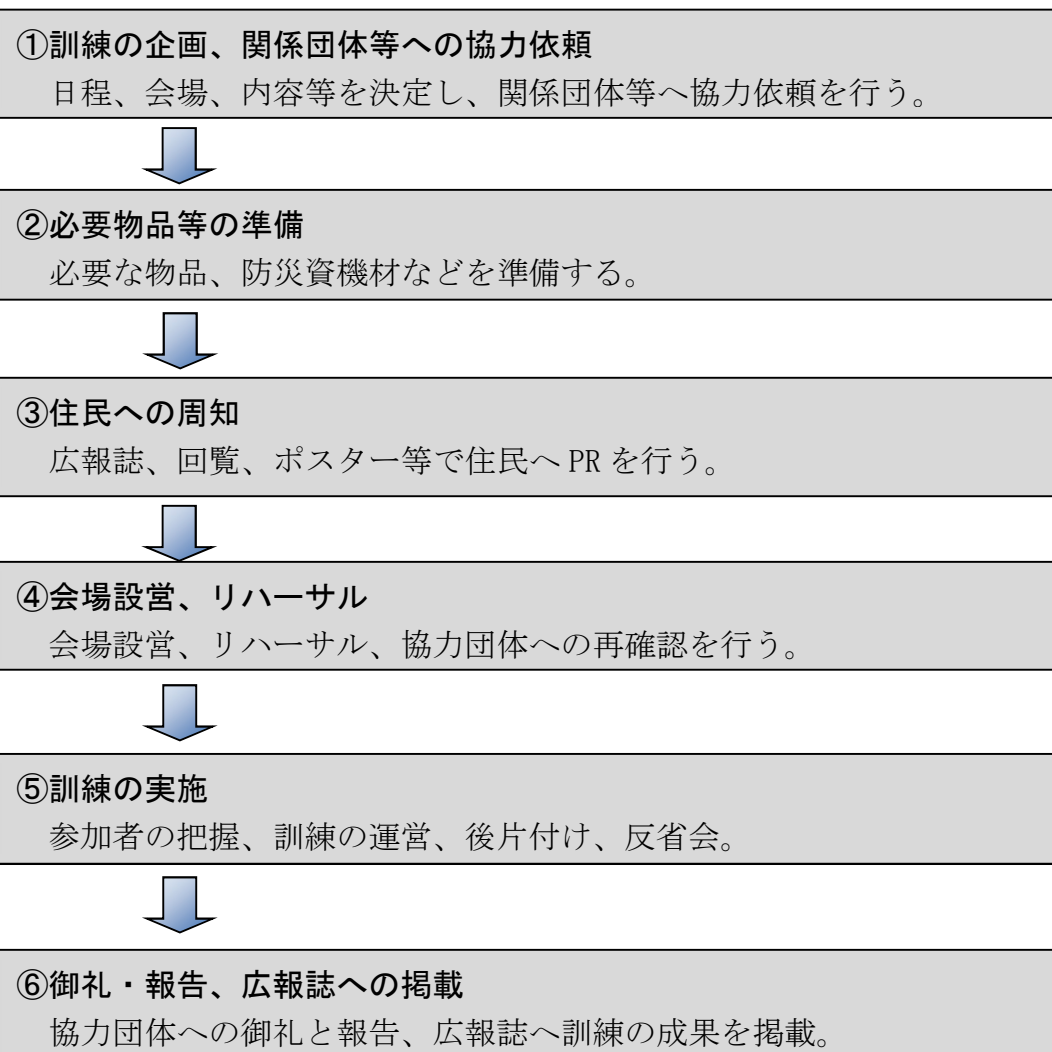
クロスロードゲームは、カードを用いたゲーム形式による防災教材です。参加者はカードに書かれた事例を自らの問題として考え、「YES」か「NO」で自分の考えを示し、参加者同士で意見交換を行いながら、ゲームを進めます。

・HUG (Hinanjyo:避難所、Unei:運営、Game:ゲーム)

避難所運営を皆で考えるための防災教材です。避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームです。

・DIG (Disaster:災害、Imagination:想像力、Game:ゲーム)

地域で大きな被害が発生した場合を想定し、地図への書き込みを通して、地域の災害について理解を深め、主体的に災害の対応策を考えることができます。



訓練実施上の注意事項

- 訓練の日時・場所・内容などを何度も広報して、実施要領の周知徹底を図りましょう。
- 基礎知識・技術の習得からはじめ、ステップアップしていく訓練を行いましょう。
- 参加意欲のわく内容に工夫しましょう。
- 実施日時に変化をつけましょう。
- 事故防止に努めましょう。
- 避難行動要支援者に配慮した効果的な活動となるよう訓練内容を設定しましょう。

(3) 防災資機材等の整備

自主防災会が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、給食給水等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を準備しておく必要があります。地域の実情や組織規模からみて、どのような資機材をどれくらい揃えるか検討し、計画的に整備し、いざというときに使用できるよう保守点検と取扱方法の習熟に努めましょう。

主な防災資機材（例）

主な目的	防災資機材
情報収集・伝達用	ラジオ、トランシーバー、拡声器など
初期消火用	消火器、消火器格納箱、消火栓ホース、消火栓開閉具、消火栓ホース用管鎗、消火栓ホース格納箱、消防ポンプ、消火バケツ、簡易防火水槽、防火着など
水防用	救命ボート、救命胴衣、土のう袋、防水シートなど
救出用	ヘルメット、チェーンソー、エンジンカッター、ジャッキ、おの、スコップ、つるはし、とび、ハンマー、かけや、バール、番線カッター、のこぎり、なた、救助用工具セット、脚立、ロープなど
救護用	担架、救急箱、三角巾、A E D（自動体外式除細動器）など
避難・避難所用	毛布、テント、発電機、投光機、コードリール、リヤカー、一輪車、仮設トイレ（簡易トイレ）、燃料携行缶、車いす、簡易畳（マット）など
給食・給水用	炊き出し用屋外調理器具、給水タンク（ポリタンク）、浄水器、備蓄食料品、備蓄飲料水など

(4) 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者です。

地震や豪雨などの災害時には、お年寄りやからだの不自由な方は、避難する際などにたいへん苦勞することが予想されます。

災害時に地域の支援を受けられるように、地域における共助による避難支援体制づくりを促進し、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指しましょう。

ア 避難行動要支援者の所在情報や支援内容等の把握

災害時に避難行動要支援者の安否を確認し、適切な支援を迅速に行うことができるよう避難行動要支援者の把握をしておきましょう。

○市から提供される避難行動要支援者名簿を活用しましょう。

○実態調査により把握しましょう。

イ 地域住民に対する啓発

避難行動要支援者の問題を考えることは、災害時に受ける様々な被害の可能性をより深く理解し対策を練ることにつながります。避難行動要支援者対策を進めるにあたっては、震災記録を調べたり、災害体験者の体験を聞いたりして、避難行動要支援者問題に対する理解と配慮の必要性を、地域住民に広めましょう。

○防災研修会や各種行事、広報誌等を利用して、防災に関する知識の普及、啓発を図るとともに、避難行動要支援者への配慮について呼びかけましょう。

○家の中の安全対策などが自力でできない避難行動要支援者に代わり、作業を行うなどの共助の意識を育み、地域住民同士の支援体制づくりを推進しましょう。

○避難行動要支援者の避難支援を想定した訓練に積極的に参加し、災害発生時における避難行動要支援者への対応方法を学んでもらいましょう。

ウ 避難行動要支援者本人及び家族に対する啓発

避難行動要支援者対策の場合は、非常時を対象にした活動を考えるだけでなく、日常的な安全対策やケア体制そのものにあります。日頃から声かけを行うなど積極的にコミュニケーションをとるように心がけましょう。

○災害発生時は、近隣全てが被災者という状況になります。自分の身は自分で守ることを基本とする姿勢をもってもらいましょう。

○非常持出品として、最低3日分程度の食料や飲料水のほか、必要な介護用品、医薬品などを準備しておくように呼びかけましょう。

- 災害発生時に避難行動要支援者が望む援助や必要とする支援内容等を支援者に明確に伝えられるよう、その情報を記述するなどしておいてもらいましょう。

詳しくは「津市避難行動要支援者避難支援対策マニュアル」をご覧ください。

(5) 避難所運営体制づくり

避難所の運営については、近年の大規模な地震災害の教訓から、大規模かつ突発的な災害の発生に際して、行政主体の避難所運営は難しいことが明らかとなっています。そこで、大規模かつ突発的な災害に対して誰がどんな状況で避難所に到着しても、円滑に避難所の運営が行えるように、地域の自主防災会等を中心として、避難者自らによる自主的な避難所運営体制を確立しておくことが極めて重要となります。

このことから、地域の自主防災会、施設管理者、行政担当者（避難所担当職員）等による避難所運営委員会を平常時から組織し、災害時に避難所運営が円滑に行える体制を築いておきましょう。

ア 避難所運営委員会の組織

避難所の近隣の自主防災会等を中心として、規約の作成、構成員の選出などを行い、避難所運営委員会を組織します。また、避難所運営に女性の視点を生かすため、避難所運営委員会には女性を加えるようにしましょう。

イ 避難所運営マニュアルの確認

「津市避難所運営マニュアル策定の手引き」を確認し、活動内容を理解しておきます。必要に応じて、各避難所に適したマニュアルを作成しておきます。

ウ 避難所施設・資機材等の確認

避難所として使用できる部屋、資機材等の種類や取扱方法などを確認しておきます。

エ 訓練の実施

避難所を運営するための訓練としては、次のようなものがあります。会議等で実施内容を話し合い、計画的に実施します。

- 資機材取扱い訓練
- 応急救護訓練
- 炊き出し訓練
- 物資等配給訓練
- 避難所開設訓練（避難者名簿の作成など）
- 宿泊体験訓練 など

オ 避難所における感染症の拡大防止対策

避難所では、避難者自身が基本的な感染症対策を徹底すると共に、感染症の集団発生を予防するための環境整備と避難者の健康管理を行うことが重要です。そのため、「密閉空間、密集場所、密接場面を減らす」、「人との距離を確保する」、「入口での体調確認、症状のスクリーニング、ゾーン分け」、「手洗い、手指消毒の敢行」等を行う体制を築きましょう。

詳しくは「津市避難所運営マニュアル策定の手引き」をご覧ください。

(6) 地区防災計画の作成

従来、防災計画としては国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。

しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助が連携することによって大規模広域災害後の災害対策がうまく働くことが強く認識されました。

その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法改正では、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設され、平成26年4月1日から施行されました。

自分達の地区に災害が起きることを想定し、実態に即した地区防災計画を地域住民の皆で作成しましょう。

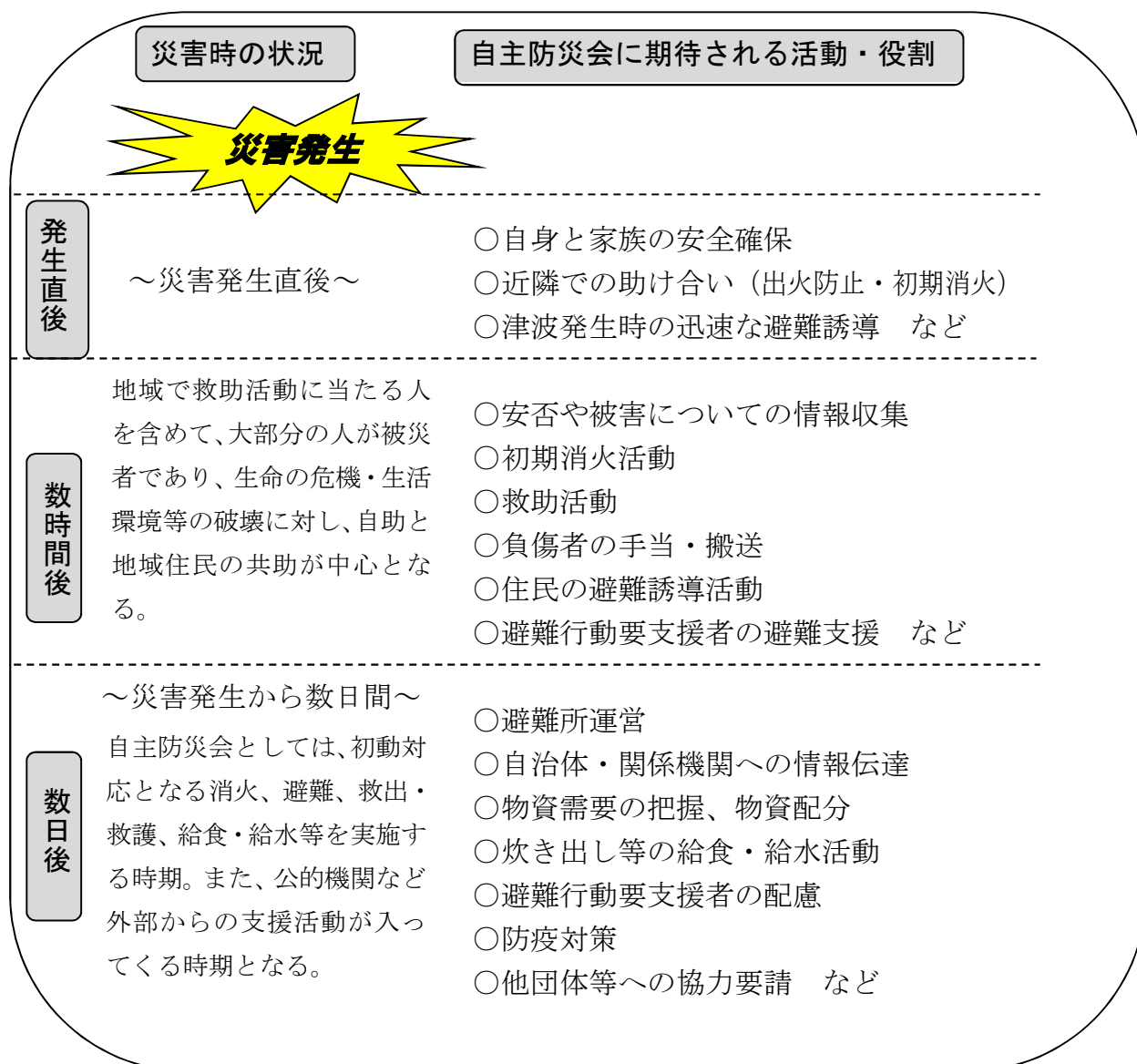
計画には、以下の3つの項目を地域が主体となって定めることとなっています。また、取組については、防災活動が形骸化しないよう継続的な計画とすることが重要です。

- ア 「地区それぞれの特性や想定される災害」
- イ 「訓練等を含めた平常時の取組」
- ウ 「災害時の防災活動」

詳しくは「津市ホームページ上の地区防災計画」をご覧ください。

3 災害時の活動

(1) 地震災害時の活動



ア 情報の収集及び伝達

地震により被害が発生したときに、的確な応急対応をとるためには、正確で迅速な災害情報の収集・伝達が必要不可欠です。特に、大規模災害時には、デマ情報が出回ることもあり、パニックになることがないよう注意が必要です。

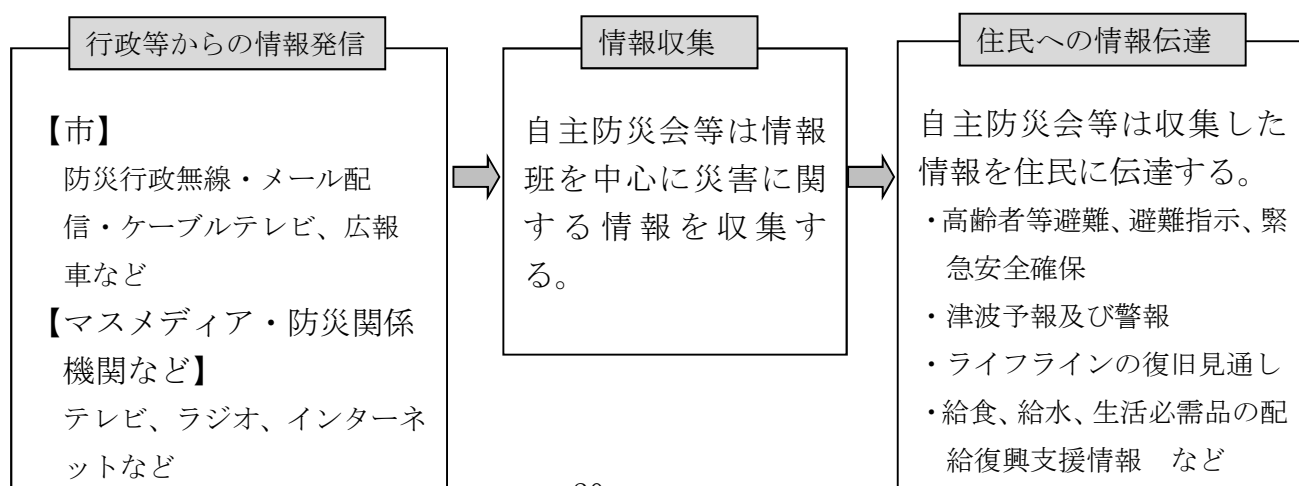
災害時の情報収集・伝達は、大きく分けて2つの異なる情報源・内容があります。1つは、行政やマスメディア等から発信された情報を入手し、地域住民に伝達することです。もう1つは地域内の被災情報や住民のニーズを収集・整理し、情報の信頼性を高め、住民や行政に情報を発信・伝達することです。

また、災害発生直後、災害発生から数日後以降では、必要とする情報の種類も異なるので、時期やニーズに応じた情報収集・伝達が必要です。

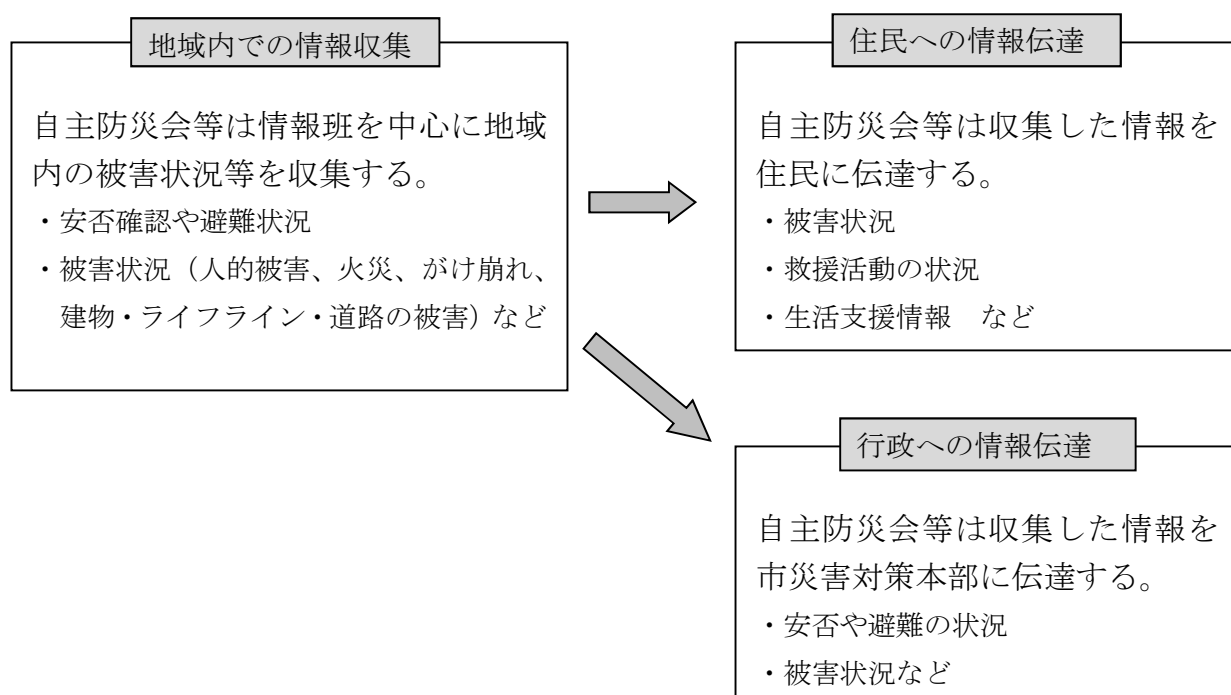
＜津波警報・注意報の種類＞

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予測される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合。	10 m超	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10 m		
		5 m		
津波警報	予測される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。	3 m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予測される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

○行政・マスメディア等からの情報収集と住民への伝達



○地域内での情報収集と行政・住民への情報伝達



イ 出火防止・初期消火

大規模な地震災害で最も怖いものの一つは火災です。火災が被害を何倍にも大きくすることは、関東大震災や阪神・淡路大震災などの過去の災害の例からも明らかです。地震発生の際に火災を防ぐことができれば、火に追われて避難する必要もなく、落ち着いて負傷者の救護や避難行動要支援者の避難誘導などを行うことができます。また、火災になると大切な財産などをすべて失ってしまいます。

地震発生直後の対応として出火防止と初期消火を確実に行うことが、被害を最小限に抑え、復旧を容易にします。

初期消火はすべての住民が自宅や近所といった身近なところで実践する必要があります。できるだけ多くの住民が初期消火に関われるよう日頃から訓練をしておきましょう。

出火防止のポイント

- 火を使っていたときは、確実に消火を確認するよう呼びかける。
- 通電火災を防ぐ。停電後の通電により出火する場合があるため、避難する際などは電気のブレーカーを「切」にし、できればコンセントを抜いていくように呼びかける。また通電後は、転倒器具などがないことを確認した後、ブレーカーを「入」にするよう呼びかける。
- ガス漏れを防ぐ。最近では、地震による大きな揺れを感知した場合、自動的にガスの供給を停止するマイコンメーターの設置が進んでいるが、家を空けるときは念のためガスの元栓を閉めるよう呼びかける。

初期消火のポイント

- 火災を発見したら大声で「火事だ！」と叫び、周囲に知らせ、人手を集める。
- 火元を見極め、できるだけ火元に近寄って消す。
- 消火器や消火バケツ・三角バケツにとらわれず、消火に使用できるもの（濡らした布や毛布）を臨機応変に使用する。
- 風上から消火活動を行う。
- 消防機関が到着したら、その指示に従う。
- 延焼・拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- 津波発生のある場合は、迅速に避難する。

ウ 救助・救護

大規模地震が発生すると、膨大な数の負傷者が広域にわたり発生する恐れがあります。自主防災会としては、瓦礫の下敷きになった人を、資機材等を使用して救出にあたるほか、負傷者には応急手当を行い医療機関へ搬送するなどの支援が求められます。

救助活動のポイント

- 救助にあたる場合は、自身の安全を確保したうえで、周囲の人に協力を求め、可能な範囲で救助活動を行う。ただし、危険を感じた際には、二次被害の発生を防止するため、直ちに救助活動を中止し、消防機関等に救助を要請する。
- 資機材を有効に活用して救助活動を行い、必要と認められる場合は、速やかに消防機関等に救助を要請する。

救護活動のポイント

- 負傷者をよく観察して、その症状に適した手当てを行う。
- 重傷者の場合は、直ちに医療機関へ搬送する。

エ 避難誘導

災害が発生したとき、普段から避難誘導の方法が確立されているか否かは、混乱する状況下で大きく明暗を分ける課題です。被害の状況や災害が発生した時期や時間帯、火災や津波発生の有無によって、安全な避難経路が異なるため、正確な情報収集に努める必要があります。

避難場所や避難経路は複数検討しておき、状況によって最も安全な選択をします。

平常時に、実際に避難場所まで歩き、所要時間を計ったり、経路の安全性を確認したりするなど避難計画を作成しておきましょう。

避難誘導のポイント

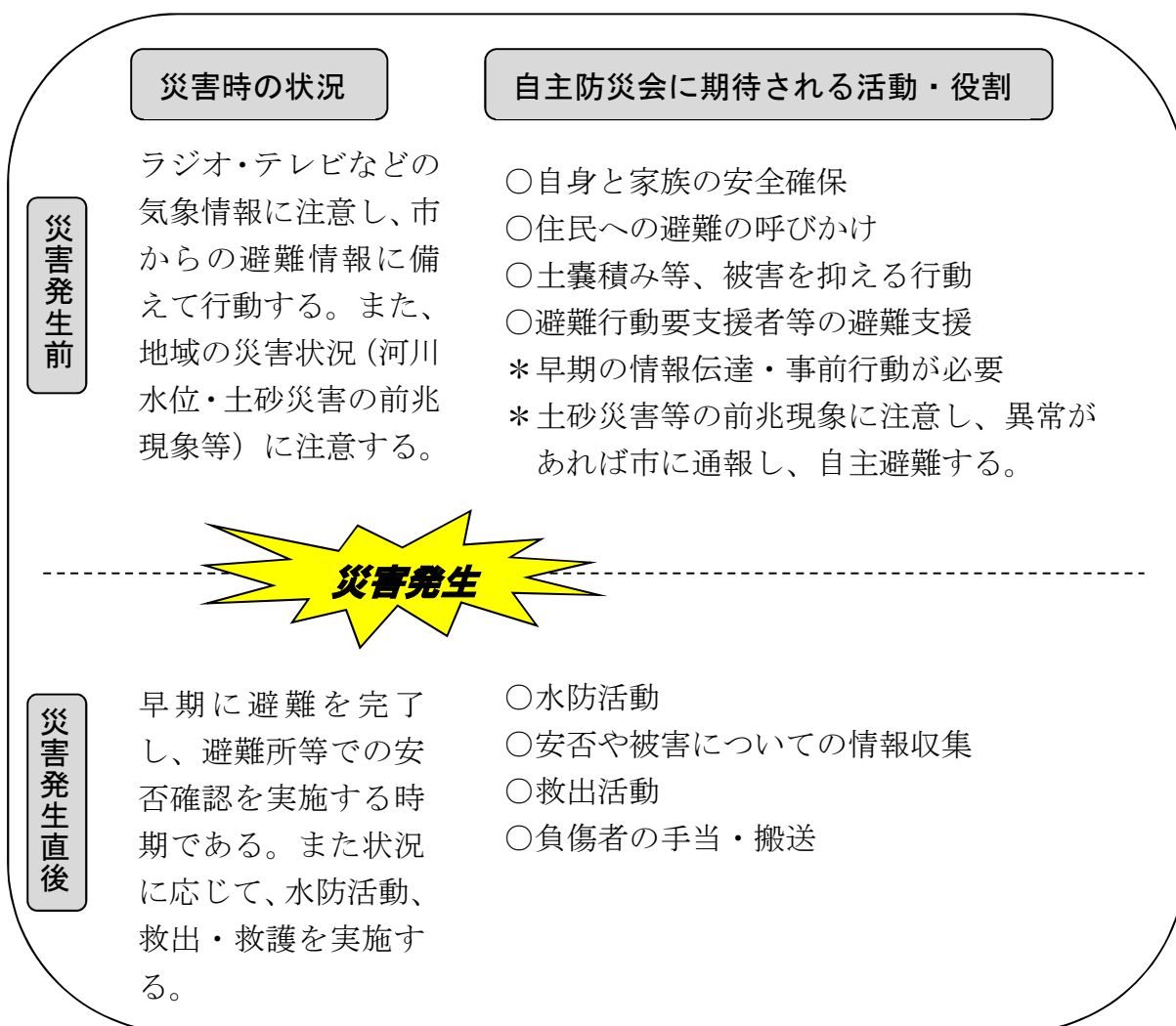
- 災害発生や避難情報により避難の必要が生じた場合、拡声器等を用いて避難誘導を開始する。
- 病人、負傷者、高齢者、障がい者、子供など避難に支援を必要とする人に支援者をつける。
- 避難途中では、倒壊の危険性があるブロック塀を避けるなど事故防止に留意し、逃げ遅れる人が出ないように注意する。

オ 避難所運営

避難所は、災害発生後において、住民に安全と安心の場を提供する施設として、さらに被害状況に応じて、一定期間生活する場として重要な役割を果たします。

避難所の運営を自主的に協議し、決定するために、自主防災会、避難者、行政担当者、施設管理者などで構成する避難所運営委員会を組織し、災害時に避難所運営が円滑に行える体制を築いておくことが重要となります。

(2) 風水害時の活動



ア 情報の収集及び伝達

風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかに迅速に避難を開始できるかが重要となるため、正確な情報収集・伝達が重要となります。

風水害時に発信される情報については、次のようなものがありますので、発信された情報を入手し、地域住民に必要な情報を選別し、正確に住民に伝達しましょう。

＜注意報、警報、情報の色々＞

用語	説明
注意報	災害が起こる恐れのあるときに注意を呼びかけて行う予報です。大雨や洪水、強風、雷、高潮などの種類があります。
警報	重大な災害が起こる恐れのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。大雨や洪水、暴風、高潮などの種類があります。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表するものです。
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表し、対象地域の住民の方々に対して最大限の警戒を呼びかけるものです。

＜水位情報で用いる用語＞

用語	説明
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位であり、市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位
避難判断水位	住民に対し氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位であり市長村長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位
氾濫注意水位	水防団の出動の目安となる水位
水防団待機水位	水防団が出動のために準備・待機する水位

高
危険度
低

避難情報	発令時の状況
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・災害が発生又は切迫している状況。
【警戒レベル４】 避難指示	・前兆現象の発生や、切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければいけない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。

```
graph LR; A[行政等からの情報発信] --> B[情報収集]; B --> C[住民への情報伝];
```

行政等からの情報発信

【市】
防災行政無線・メール配信・
ケーブルテレビ、広報車など

【マスメディア・防災関係機
関など】
テレビ、ラジオ、インターネットなど

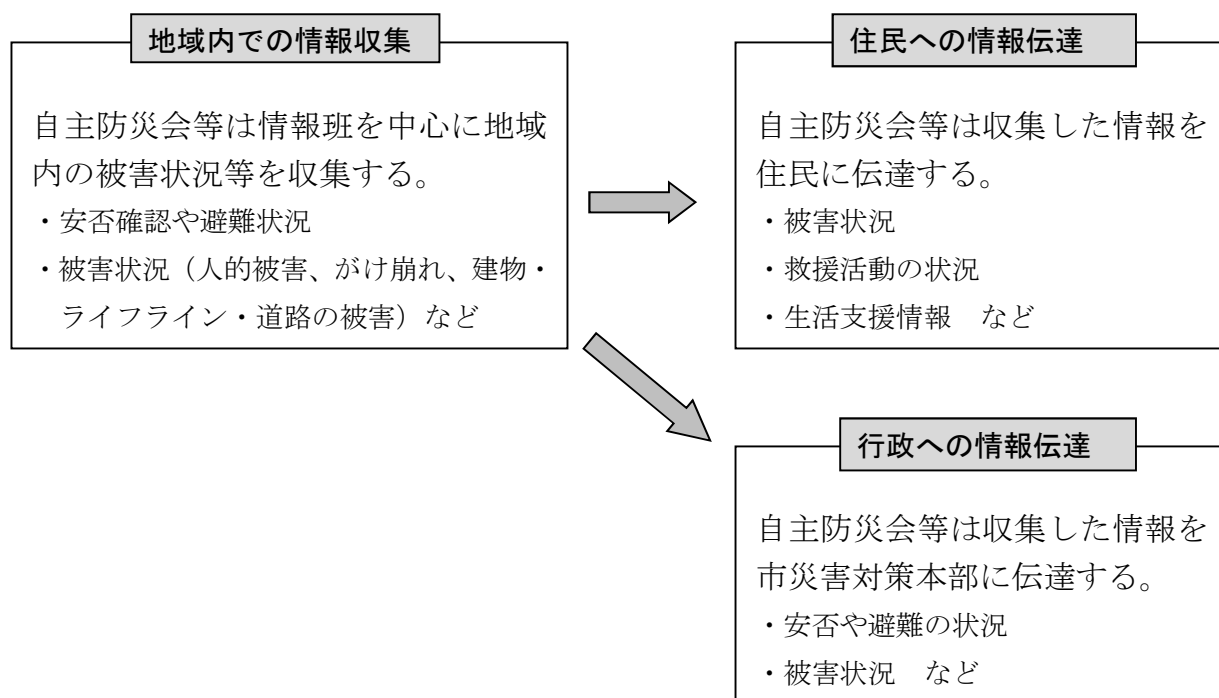
情報収集

自主防災会等は情報班を中心に災害に関する情報を収集する。

住民への情報伝

自主防災会等は収集した情報を住民に伝達する。
避難情報など

○地域内での情報収集と行政・住民への情報伝達



イ 避難誘導

風水害は地震とは異なり、被害の発生を予測することができるため、早めの避難が有効です。病人、負傷者、高齢者、障がい者、子供など避難に支援を必要とする人は、より早い避難の判断をすることで、被害を未然に防ぐことができます。

ただし、すでに風雨が強まっている場合は、その中を避難することで被害に遭ってしまうこともあります。浸水の恐れがある場合は、2階以上に移るなど自宅での安全対策をとりましょう。自宅周辺で浸水やがけ崩れが発生したりするなど、生命に危険が及ぶような場合には、速やかに避難する必要があります。

①自主避難をする場合

避難情報が発令されていない場合で、災害発生の前兆があるなど危険を感じた場合には、各自または自主防災会等の判断により自主避難を行います。市指定の避難所へ自主避難する場合は、市防災室または総合支所地域振興課まで御連絡ください。

②避難情報が発令された場合

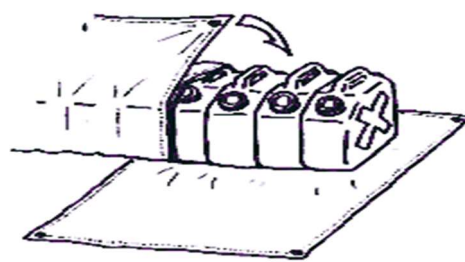
市は避難の対象となる地域を指定したうえで避難情報を発令し、それに対応する避難所を開設します。

ウ 簡易水防工法

(東京消防庁ホームページより転載)

小規模な水災害で水深の浅い初期の段階であれば、次に紹介する簡易水防工法でも水の浸入を防ぐことができます。

ただし、これらはあくまで簡易的なものなので、危険を感じる前に早めに避難しましょう。



① ごみ袋による簡易水のう工法

家庭で使用しているごみ袋に水を入れ、土のうの代わりに使用します。

< 1 簡易水のう >

40リットル程度の容量のごみ袋を二重にして中に半分程度の水を入れ締める。ごみ袋の強度が不足する場合は、重ねる枚数を増やします。

出入り口などに隙間なく並べて使用します。

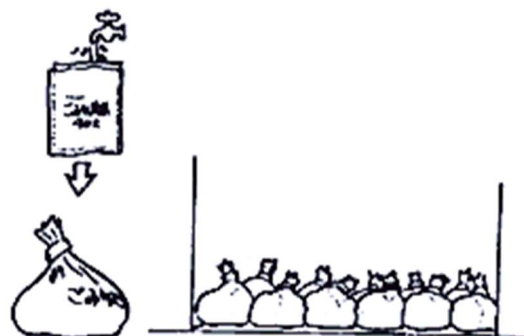
二段重ね出来ないなので、10cm程度の水深が限度です。

(買い物ポリ袋でも代用できます。)

< 2 簡易水のうとダンボール箱の併用 >

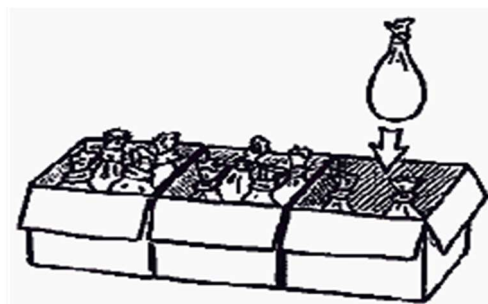
1の水のうをダンボール箱に入れ、これを連結して使用します。

水のうだけの場合と比べて強度が増し、中に詰める水のうも積み重ねて使用することもできます。



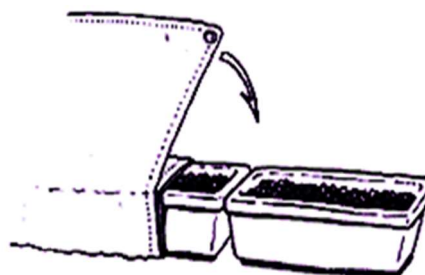
② ポリタンクとレジャーシートによる工法

10リットル又は20リットルのポリタンクに水を入れ、レジャーシートで巻き込み、連結して使用します。



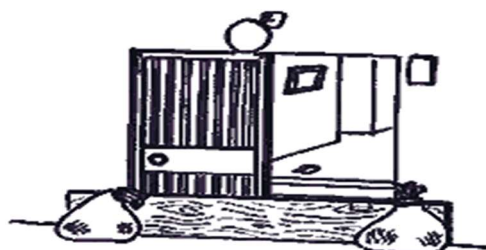
③プランターとレジヤースートによる工法

土を入れたプランターをレジヤースートで巻き込み使用します。



④止水板による工法

出入り口を長めの板などを使用し浸水を防ぎます。



⑤吸水性ゲル水のうによる工法

土のうの代替として使用出来る市販の吸水性ゲル水のうで浸水を防ぐ方法です。吸水性ゲル水のうは、軽量、コンパクトですが、水を吸うと膨張します。



※その他、事務用ロッカー、テーブル、畳等を用いて水の流入を防ぐことができます。

第3章 自主防災活動に対する市等の支援

1 津市地域防災力強化推進補助金

自主防災会を組織する自治会、自主防災会及び地区自主防災協議会が行う防災資機材等の整備に係る費用及び防災活動に要する費用に対して補助金を交付します。

(1) 補助対象組織

地区自主防災協議会、自主防災会、自主防災会を組織する自治会のいずれかにより、年1回限りとします。重複して申請できないものとします。

(2) 補助対象経費

ア 防災資機材等の整備に係る費用（購入及び修繕）として、対象とする防災資機材等は次のとおりです。

ラジオ	トランシーバー	強力ライト	標旗
拡声器	ロープ	消火器	消火器格納箱
消火栓ホース	消火栓開閉具	消火栓ホース用管鎗	消火栓ホース格納箱
消防ポンプ	消火バケツ	簡易防火水槽	防災用長靴
ヘルメット	チェーンソー	エンジンカッター	ジャッキ
おの	スコップ	つるはし	とび
ハンマー	かけや	バール	番線カッター
のこぎり	なた	救助用工具セット	脚立
担架	救急箱	三角巾	テント
救命ボート	救命胴衣	A E D	炊き出し用屋外調理器具
給水タンク（ポリタンク）	浄水器	防災倉庫	防火着
腕章	毛布	発電機	投光機
コードリール	リヤカー	一輪車	仮設トイレ（簡易トイレ）
燃料携行缶	防水シート	土のう袋	車いす（補助機器含む）
簡易畳（マット）	備蓄食料品 ※	備蓄飲料水 ※	井戸用ポンプ
避難所における感染症対策用品（マスク・消毒液・間仕切・ハンドソープ等）		資機材等の修繕	その他市長が必要と認めるもの

※は、賞味期限3年以上の製品

イ 防災活動に要する費用として、対象とする経費は次のとおりとする。

避難地図作成	避難地図の作成又は更新（修正）に伴う経費
防災マニュアル作成	各種防災マニュアル作成又は更新（修正）に係る経費
訓練・防災学習教材	地域での防災訓練又は防災学習会実施時に使用する教材及び教具の購入費

(3) 補助金の額

補助対象経費の1/2の額（100円未満切捨）。ただし、その額が10万円を超えるときは10万円（補助上限額）とします。

なお、1自治会当たりの構成世帯数が400世帯以上の自治会等において、自治会の世帯人口に対応して整備が必要となる食糧等の備蓄品を専ら購入する場合（申請額の約80%以上）について、補助金の上限を12万円とします。

(4) 補助金の申請に必要な書類等

- ア 補助金交付申請書
- イ 見積書の写し
- ウ 位置図及び許可書（設置を要するもののみ）

(5) 申請期限

当該年度の6月末日

(6) 申請先

市防災室、各総合支所地域振興課

(7) その他

詳しくは、年度当初に御案内する文書をご覧ください。

2 防火防災訓練災害補償等共済制度

防災訓練中の事故によるけがや賠償責任について保障するための制度があります。この制度は、訓練を行う前に市への届出が必要になりますので、必ず訓練計画届出書を届け出てください。

(1) 補償の対象となる場合

自主防災会や自治会等が自主的に行う防火防災訓練で、事前に市に自主防災訓練計画書が提出されたもの

(2) 提出先

市防災室、各総合支所地域振興課、消防署（分署、分遣所）

(3) 防火防災訓練計画届出書

資料⑥

3 防災研修会、防災訓練等への職員派遣

津市では、自主防災会や自治会等が自主的に行う防災研修会、防災訓練等において、職員の派遣を行っています。職員の派遣を希望される場合は、申込書を提出してください。

※原則、事業実施 1 か月前までにお申し込みください。

(1) 防災担当職員の派遣を希望する場合

(防災研修会、防災訓練、タウンウォッチング、避難計画作成など)

ア 提出先

市防災室、各総合支所地域振興課

イ 申込書

資料⑦

(2) 消防職員の派遣を希望する場合

(防火講話・防災訓練、初期消火訓練、応急手当講習など)

ア 提出先

消防署（分署、分遣所）

イ 申込書

資料⑧

4 津市以外の防災関係機関が行う講習等

(1) 三重県

ア みえ出前トーク

地域で開催される防災の学習会・研修・講座に、県職員が講師として伺いますのでご利用ください。例えば、三重県の被害想定、家庭や地域での備え、避難方法など、災害を「知る」「備える」「行動する」など、写真や動画を使って分かりやすくご説明します。

詳細はホームページをご覧くださいか、問い合わせ先へお問い合わせください。

【申込方法】 希望日の2週間前までに三重県広聴広報課 県民の声相談班へお申し込みください。

【問い合わせ先】 三重県 総務部 広聴広報課 県民の声相談班
☎ 2 2 4 - 2 6 4 7

イ 地震体験車（防災啓発車）の派遣

南海トラフ地震の発生による地震や過去に起きた阪神・淡路大震災などの震度を体験することができます。

地域の防災訓練や防災教育にご活用ください。

【申込方法】 利用希望日の6か月前から予約ができます。

【依頼先】 市防災室、各総合支所地域振興課、消防署（分署、分遣所）

【依頼時の必要事項】 「日時」「場所」「依頼内容」「依頼者」「依頼者連絡先」「付近見取図」など

ウ 自主防災活動に資する実践的訓練の支援

地域ハザードマップ作成、避難経路作成、避難所運営等に関するワークショップ・手法の解説・指導等、自主防災活動に資する実践的訓練を実施される自主防災会に対し、県職員やみえ防災コーディネーターを派遣して支援を行います。

【問い合わせ先】 三重県
防災対策部 地域防災推進課 地域防災力向上班
☎ 2 2 4 - 2 1 8 4

(2) 津地方気象台

講師派遣

津地方気象台職員が防災や気象に関する知識を習得できる出前講座を行っています（土曜・日曜・祝休日、夜間の派遣は原則的に対応不可）。

詳細はホームページをご覧ください。下記の問い合わせ先へお問い合わせください。

【申込方法】講演の内容（趣旨、テーマ、日時、人数等）が決まりましたら、津地方気象台業務危機管理窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】津地方気象台業務危機管理窓口

☎ 2 2 8 - 4 7 4 5

(3) 日本赤十字社三重県支部

講習会

日常生活における事故防止、手当の基本、人工呼吸や心臓マッサージの方法、AEDを用いた除細動、止血の仕方、包帯の使い方、骨折などの場合の固定、搬送、災害時の心得などについての知識と技術を習得できる講習会を開催しています。詳細はホームページをご覧ください。問い合わせ先へお問い合わせください。

【問い合わせ先】日本赤十字社三重県支部事業推進課

☎ 2 6 4 - 7 7 0 0

第4章 津市の防災対策

東日本大震災の大災害による教訓を津市の防災対策に生かすため、津波避難ビルの指定や津市地域防災計画「津波対策編」を新たに策定するなどの取組みを進めています。

津市の防災対策については、津市地域防災計画に記載しておりますが、本章では、自主防災活動に密接に関係する避難の目安や避難場所などについて紹介します。

1 避難情報発令の判断基準

避難情報の発令を行う場合、以下の基準を基に判断することとしています。

(1) 河川毎の避難情報発令の判断基準

警戒レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
雲出川 (中村川合流より上流)	大仰観測所の水位が 4.80m (避難判断水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	大仰観測所の水位が 5.10m (氾濫危険水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	当該河川において決壊や越流を確認したとき
雲出川 (中村川合流より下流)	雲出橋観測所の水位が 5.00m (避難判断水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	雲出橋観測所の水位が 5.40m (氾濫危険水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	当該河川において決壊や越流を確認したとき
波瀬川	下川原橋観測所の水位が 2.20m (避難判断水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	下川原橋観測所の水位が 3.40m (氾濫危険水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	当該河川において決壊や越流を確認したとき
雲出川 (県管理区間)	元小西観測所の水位が 2.82m (避難判断水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	元小西観測所の水位が 2.82m (氾濫危険水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	当該河川において決壊や越流を確認したとき

警戒レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
安濃川	一色観測所の水位が 2.80m （避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	一色観測所の水位が 3.24m （氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	当該河川において決壊や越流を確認したとき
岩田川	野田観測所の水位が 1.78m （避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	野田観測所の水位が 1.78m （氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	当該河川において決壊や越流を確認したとき
美濃屋川	長岡観測所の水位が 2.16m （避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	長岡観測所の水位が 2.50m （氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	当該河川において決壊や越流を確認したとき
志登茂川	一身田平野観測所の水位が 3.42m （避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	一身田平野観測所の水位が 3.75m （氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	当該河川において決壊や越流を確認したとき
横川	栗真小川観測所の水位が 2.19m （避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	栗真小川観測所の水位が 2.19m （氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	当該河川において決壊や越流を確認したとき
相川	藤方観測所の水位が 3.83m （避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	藤方観測所の水位が 4.37m （氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	当該河川において決壊や越流を確認したとき
中ノ川	三宅観測所の水位が 3.00m （避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	三宅観測所の水位が 3.70m （氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	当該河川において決壊や越流を確認したとき

(2) 中小河川毎の避難情報発令の判断基準

警戒レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
穴倉川 (津)	広永橋の水位が橋桁の底部から 1.00m（青色） に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	広永橋の水位が橋桁の底部から 0.50m（黄色） に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	広永橋の水位が橋桁の底部（ 赤色 ）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
天神川	高茶屋観測所の水位が 2.00m を示し、さらに水位上昇が見込まれるとき	高茶屋観測所の水位が 2.20m を示し、さらに水位上昇が見込まれるとき	高茶屋観測所の水位が 2.40m を示し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
赤川	相互橋下の水位が橋の主桁下端に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	相互橋下の水位が橋の主桁上端に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	相互橋下の水位が橋の天端高に到達するおそれが高いとき、又は当該河川において決壊や越流を確認したとき
八壺川	八壺川管理橋より約220m上流付近の水位基準が（ 青色 ）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	八壺川管理橋より約220m上流付近の水位が基準（ 黄色 ）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	八壺管理橋より約220m上流付近の水位が路面高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
かよう川	大日橋より約400m上流付近の水位が基準（ 青色 ）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	大日橋より約400m上流付近の水位が基準（ 黄色 ）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	大日橋より約400m上流付近の水位が路面高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
安子谷川	安子公民館から約160m上流付近の水位が基準（ 青色 ）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	安子公民館から約160m上流付近の水位が基準（ 黄色 ）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	安子公民館から約160m上流付近の水位が路面高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき

警戒レベル	【警戒レベル 3】	【警戒レベル 4】	【警戒レベル 5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
谷柚川	榑原上教育集会所上流の水位が護岸階段天場から3段目(青色)に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	榑原上教育集会所上流の水位が護岸階段天場(黄色)に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	榑原上教育集会所上流の水位が護岸階段天場を超え越流するおそれがあるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
田中川 (上野)	大蔵橋西記念碑付近の水位が基準(青色)に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	大蔵橋西記念碑付近の水位が基準(黄色)に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	大蔵橋西記念碑付近の水位が堤防を越えるおそれがあるとき、または漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき、当該河川において決壊や越流を確認したとき
田中川 (東千里)	防潮水門設置の水位標が2.60mを観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	防潮水門設置の水位標が2.80mを観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	防潮水門西地点の水位が堤防を越えるおそれがあるときや、漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
田中川 (大蔵園)	防潮水門設置の水位標が2.40mを観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	防潮水門設置の水位標が2.60mを観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	汐見橋西地点の水位が堤防を越えるおそれがあるとき、または漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
中ノ川	芸濃町楠原新六橋付近の水位が基準(青色)に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れがあるとき	芸濃町楠原新六橋の水位が基準に(黄色)に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れがあるとき	芸濃町楠原新六橋の水位が基準(赤色)に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき

警戒レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
安濃川上流 (河内中)	下垣内観測所の水位計が 2.10m を示し、さらに水位上昇が見込まれるとき	下垣内観測所の水位計が 2.45m を示し、さらに水位上昇が見込まれるとき	下垣内観測所の水位計が 2.80m を示し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
桂畑川 (南長野)	市道東出中出線岩辺橋下の水位が左岸（護岸工）の概ね1/2下（ 青色 ）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道東出中出線岩辺橋下の水位が左岸（護岸工）の概ね2/3下（ 黄色 ）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道東出中出線岩辺橋下の水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（ 赤色 ）、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
桂畑川 (桂畑)	桂畑文化センター前の水位が左岸（ガードレール下）の概ね1/2下（ 青色 ）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	桂畑文化センター前の水位が左岸（ガードレール下）の概ね2/3下（ 黄色 ）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	桂畑文化センター前の水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（ 赤色 ）、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
細野川	市道北長野本線前田橋下の水位が左岸（ブロック積）の概ね1/2下（ 青色 ）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道北長野本線前田橋下の水位が左岸（ガードレール下）の概ね2/3下（ 黄色 ）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道北長野本線前田橋下の水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（ 赤色 ）、または当該河川において決壊や越流を確認したとき

警戒レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
柳谷川	三郷柳谷梅林寺下の水位が右岸（ブロック積）の概ね1/2下（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	三郷柳谷梅林寺下の水位が右岸（ブロック積）の概ね2/3下（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	三郷柳谷梅林寺下の水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
穴倉川 （美里）	津市消防団美里方面団第3分団詰所・車庫予定施設前の水位が左岸（ブロック積）の概ね1/2下（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	津市消防団美里方面団第3分団詰所・車庫予定施設前の水位が左岸（ブロック積）の概ね2/3下（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	津市消防団美里方面団第3分団詰所・車庫予定施設前の水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
久保川	美里町家所地内田代橋付近の水位が基準（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	美里町家所地内田代橋付近の水位が基準（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	美里町家所地内田代橋付近の水位が基準（赤色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
待口川	国道163号みさと丘入口交差点北の水位が頭首工（青色）を越流し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	国道163号みさと丘入口交差点北の水位が農業用水ゲート（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	国道163号みさと丘入口交差点北の水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
美濃屋川 （内多）	内多区公民館東堤防の水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね1/2（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれる	内多区公民館東堤防の水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね2/3（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれる	内多区公民館東堤防の破堤または堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を

警戒レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
	とき	とき	確認したとき
美濃屋川 (太田)	太田橋下堤防の水位が右護岸ヒューム管底 (青色) に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	太田橋下堤防の水位が右護岸ヒューム管芯 (黄色) に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	太田橋下堤防の破堤または堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
美濃屋川 (清水)	清水ヶ丘(堂山古墳群)西堤防の水位が右岸法面(護岸工を除く)の概ね1/2 (青色) に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	清水ヶ丘(堂山古墳群)西堤防の水位が右岸法面(護岸工を除く)の概ね2/3 (黄色) に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	清水ヶ丘(堂山古墳群)西堤防の破堤または堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
波瀬川	薬師橋下流左岸量水板の量水板の水位が 1.50m(青色) を観測し、さらに水位上昇が見込まれるとき	室の口観測所の雨量や薬師橋下流左岸量水板の水位並びに室の口地内の状況により災害が発生するおそれがあるとき	室の口観測所の雨量や薬師橋下流左岸量水板の水位並びに室の口地内の状況により災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
大村川 (上流)	寺前橋の水位が基準 (青色) に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	寺前橋の水位が基準 (黄色) に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	寺前橋の水位が基準 (赤色) に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき

警戒レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
大村川 (中流)	白山橋の水位が基準 (青色) に達し、さらに 水位上昇が見込まれ、 現場の状況により、災 害が発生するおそれ があるとき	白山橋の水位が基準 (黄色) に達し、さらに 水位上昇が見込まれ、 現場の状況により、災 害が発生するおそれ があるとき	白山橋の水位が基準 (赤色) に達し、さらに 水位上昇が見込まれる とき、または当該河川 において決壊や越流を 確認したとき
佐田川	藤治垣内地内の判断 地点の水位が基準 (青 色) に達し、さらに水位 上昇が見込まれ、現場 の状況により、災害が 発生するおそれがある とき	藤治垣内地内の水位 が基準 (黄色) に達し、 さらに水位上昇が見込 まれ、現場の状況によ り、災害が発生するお それがあるとき	藤治垣内地内の水位が 基準 (赤色) に達し、さ らに水位上昇が見込ま れるとき、または当該河 川において決壊や越流を 確認したとき
垣内川	垣内公民館前の水位 が基準 (青色) に達し、 さらに水位上昇が見込 まれ、現場の状況によ り、災害が発生するお それがあるとき	垣内公民館前の水位 が基準 (黄色) に達し、 さらに水位上昇が見込 まれ、現場の状況によ り、災害が発生するお それがあるとき	垣内公民館前の水位が 基準 (赤色) に達し、さ らに水位上昇が見込ま れるとき、または当該河 川において決壊や越流を 確認したとき
弁天川	吹毛橋付近の水位 が基準 (青色) に達し、 さらに水位上昇が見 込まれ、現場の状況 により、災害が発生 するおそれがあるとき	吹毛橋付近の水位 が基準 (黄色) に達し、 さらに水位上昇が見 込まれ、現場の状況 により、災害が発生 するおそれがあるとき	吹毛橋付近の水位が 基準 (赤色) に達し、さ らに水位上昇が見込ま れるとき、または当該 河川において決壊や越 流を確認したとき
八手俣川	下之川観測所の水位 が 2.50m を観測したと き	下之川観測所の水位 が 2.50m 以上の水位に 達し、さらに水位上昇 が見込まれ、災害が発 生するおそれがある とき	下之川観測所の水位が 3.00m 以上の水位に達 し、さらに水位上昇が見 込まれるとき、または当 該河川において決壊や越 流を確認したとき

(3) 土砂災害の避難情報発令の判断基準

【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
・ 実況または予想で、大雨警報基準に到達し、津地方気象台から大雨警報が発表され、三重県土砂災害情報提供システムの土砂災害危険度情報で警戒【レベル3】（赤）相当の場合。 ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。	・ 実況または予想で、土砂災害警戒情報発表基準を超過し、三重県と津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表され、三重県土砂災害情報提供システムの土砂災害危険度情報で危険【レベル4】（紫）相当になったとき。 ・ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化、山鳴り、流木の流出など）が確認されたとき。 ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。	・ 実況で、大雨特別警報基準を超過し、津地方気象台から大雨特別警報が発表され、三重県土砂災害情報提供システムの土砂災害危険度情報で災害切迫【レベル5】（黒）相当になったとき。 ・ 土砂災害が発生したとき。

(4) 地震、津波時の避難指示発令の判断基準

避難指示
・ 強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾津波予報区に津波警報が発表されたとき。 ・ 伊勢・三河湾津波予報区に大津波警報が発表されたとき。 ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。

区 分	市民等の基本的な行動
津波注意報発表時（レベル1）	・ 堤外地（海岸と堤防との間の土地）にいる市民及び観光客等は、迅速に海岸付近から退避

区 分		市民等の基本的な行動
津波警報 発表時	地震の揺れを 伴わない場合 (遠地での地 震の場合) (レベル2)	する。 - 沿岸地域の市民等は、海岸付近に近付かないようにする。 - 市及び報道機関等からの情報を収集する等、迅速に緊急避難ができるよう警戒体制を図る。
	強い地震又は 長時間のゆっ くりとした揺 れを伴った場 合 (レベル3)	避難対象地域内の市民等は、原則として、津波浸水予測地域外の避難所、一時避難場所、公園、広場又は高台等の安全な場所（地域）等へ迅速に避難する。
大津波警報発表時（レベル4）		

（参考）

河川の水位や土砂災害情報、気象警報等の情報は、次のインターネットサイト等で確認することができます。

○河川の水位・ライブ画像

川の防災情報（国土交通省） <https://www.river.go.jp>

○土砂災害情報

三重県土砂災害情報提供システム <https://www.sabo.pref.mie.jp>

○気象警報等

気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp>

※上記サイトへは、津市ホームページ「津市防災サイト」内のリンクから
でもご覧いただけます。

 「津市防災サイト」で検索

2 デジタル同報系防災行政無線の運用について

大雨による浸水・土砂被害や、地震・津波などの災害が予想されるときなどに、市民の皆さんにいち早く正確な情報をお伝えするために、デジタル同報系防災行政無線システムを整備しています。

市内487か所に設置した屋外拡声子局（屋外スピーカー）から、サイレン音の後、避難情報を音声で直接市民の皆さんにお知らせします。また、屋外拡声子局からの放送を補完するために、Webサイト、メール、ファクス、電話応答、緊急告知ラジオなどの様々な方法により屋外拡声子局で放送された内容の提供・配信を行っています。

(1) 防災行政無線に関する各種サービスについて

ア 津市ホームページ（危機管理部）

防災に関する情報等を掲載したWebサイトを開設しています。このサイトから、屋外拡声子局の放送内容の確認やメール配信サービスへの登録ができます。

URL:<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/genre/1489367750169/index.html>

イ メール配信サービス（事前登録要）

屋外拡声子局から放送した内容をメールでお知らせします。事前に登録が必要となります。

《パソコンからの登録》

「津市防災情報メール」サイトから案内に従い登録してください。

URL : <http://tsu-city.site.ktaiwork.jp/>

《携帯電話からの登録》

右の二次元コードを携帯電話で読み取っていただくか、下記URLへアクセスし、案内に従い登録してください。

URL : <http://tsu-city.site.ktaiwork.jp/>



※津市の携帯用サイトからも登録できます。

携帯用サイトのトップ画面から

「防災情報」→「津市防災情報メールのご案内」
の順にクリックして進んでください。

ウ 津市防災情報メール多言語版

防災情報メール多言語版については、「英語」「ポルトガル語」「スペイン語」「タガログ語」「やさしい日本語」「中国語」で運用しています。

登録はそれぞれの言語に対応した、メールアドレスに対して空メールを送信してください。

言語	案内文	空メール送信先
英語 (English)	Please subscribe to Tsu city disasters prevention informative email service!	eng@tsumail.jp send a blank email
ポルトガル語 (Português)	Por favor se registre no serviço de e-mail informativo para prevenção de desastres de Tsu!	por@tsumail.jp envie um email em branco
スペイン語 (Español)	Por favor suscribirse al servicio de correo electrónico informativo para la prevención de desastres de Tsu!	esp@tsumail.jp envie un email en blanco
タガログ語 (Tagalog)	Mag-subscribe sa Tsu city email service para sa impormasyon tungkol sa pag-iwas sa mga sakuna!	tag@tsumail.jp magpadala ng 'blank mail'
やさしい日本語(やさしいにほんご)	つし ぼうさい じょうほう めーるに とうろく してください！	ejp@tsumail.jp からめーるを おく って ください
中国語 (中 文)	欢迎订阅津市防灾邮件服务！	chn@tsumail.jp 发送空白邮件

エ ファクス配信サービス（事前登録要）

屋外拡声子局から放送した災害などの緊急情報について、ファクスで配信を行います。事前に登録が必要となりますので、配信を希望される場合は、津市ホームページをご覧ください。か、危機管理課へお問い合わせください。

オ 電話応答システム

屋外拡声子局からの放送が聞き取れなかった、聞きづらかった場合に、次の電話番号へ電話をいただくと音声ガイダンスにより放送された内容をご確認いただけます。

広報津市（コウホウツシ）

0 5 9 － 2 2 1 － 5 4 2 4（有料）

0 8 0 0 － 2 0 0 － 1 6 9 9（県内のみ利用可）

ガイダンスに従い地域番号を選択してください。

①津 ②久居 ③河芸 ④芸濃 ⑤美里
⑥安濃 ⑦香良洲 ⑧一志 ⑨白山 ⑩美杉

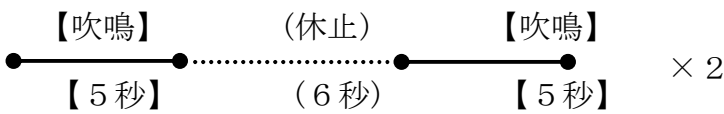
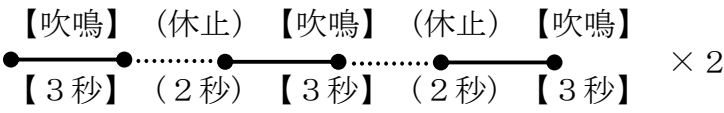
カ 津市緊急告知ラジオ

避難情報の発令時にFM三重が発信する信号を受信することで自動的に起動し、避難情報をお伝えします。

貸与を希望される場合は、危機管理課へお問い合わせください。

（市内に住民登録のある避難行動要支援者名簿や避難支援等関係者で、「防災行政無線が聞こえにくい」かつ「緊急速報メール等が使えない」方が対象です。）

(2) 避難情報のチャイム音及びサイレン音パターン

内容	サイレン音等パターン
【警戒レベル3】 高齢者等避難 （チャイム音＋音声放送）	「上り4音チャイム」×2回 （音声放送後は「下り4音チャイム」×1回）
【警戒レベル4】 避難指示 （サイレン音＋音声放送）	
【警戒レベル5】 緊急安全確保 （サイレン音＋音声放送）	

3 指定避難所

災害から身を守るため、または災害により被害を受け自宅に居住できなくなったときに、避難する施設を指定しています。

4 一時避難場所

家屋倒壊、堤防の決壊などにより危険な場合に、一時的に立ち退いて危険を避ける場所として指定しています。

5 津波避難ビル・津波避難協力ビル

(1) 津波避難ビル

避難が遅れた市民や救助活動に従事する者等が、津波から緊急かつ一時的に身の安全を確保することができるよう、浸水が予測される地域内の公共施設及び民間施設を対象に、津波避難ビルの指定を進めています。

(2) 津波避難協力ビル

津波避難ビルと同様の機能を有するものの、利用できる日時に制限のあるビル等を、津波避難協力ビルとして指定を進めています。

6 土砂災害避難施設

土砂災害時等に備えた避難対策として、三重県の指定による土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に並びに三重県の定める土砂災害危険個所内に所在する土砂災害を受ける可能性が高い又は土砂災害を受けるおそれがある場合等に生命または身体の安全の確保を図るための土砂災害避難施設を指定しています。

下記URLもしくは右記二次元コード
の津市ホームページにてご確認ください。



<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/genre/1489373505106/index.html>

資 料 集

資料集

- 資料① 自主防災組織結成届
- 資料② 自主防災会規約（例）
- 資料③ 自主防災会防災計画（例）
- 資料④ 自主防災会台帳
- 資料⑤ 自主防災会活動班一覧表
- 資料⑥ 防火防災訓練計画届出書
- 資料⑦ 防災学習会等講師派遣申込書
- 資料⑧ 訓練申込書
- 資料⑨ 消火器管理表
- 資料⑩ 防災備蓄品管理表
- 資料⑪ 防災備蓄品チェックシート
- 資料⑫ 災害対策基本法（抜粋）
- 資料⑬ 三重県防災対策推進条例（抜粋）

年 月 日

津市長 宛

組織名
代表者氏名

自 主 防 災 組 織 結 成 届

次のとおり自主防災組織を結成いたしましたので、関係書類を添えて届出いたします。

記

- 1 結成年月日 年 月 日
- 2 名 称
- 3 構成世帯数 世帯
- 4 代 表 者 住 所 津市
氏 名
電話番号
- 5 添付書類
 - (1) 自主防災組織規約
 - (2) 自主防災組織防災計画
 - (3) 自主防災組織台帳（名簿）
 - (4) その他

_____ 自主防災会規約（例）

（名称）

第1条 この会は、_____ 自主防災会（以下「本会」という。）という。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、_____ に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づき、会員相互が自主的な防災活動を行い、地震、風水害等の災害による被害の防止及び軽減を図り、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関する意識の啓発及び知識の普及
- (2) 地震、風水害等に対する災害予防
- (3) 地震、風水害等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、初期消火、救出・救護、給食・給水等の初期初動応急対策
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災資機材等の整備
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

（会員）

第5条 本会は、_____ 自治会内にある世帯をもって構成する。

（構成）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 _____ 名
- (2) 副会長 _____ 名
- (3) 会計 _____ 名
- (4) 監査 _____ 名
- (5) 幹事 _____ 名

2 役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、_____ 年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。また、地震、風水害等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を行う。

3 会計は、本会の経理にあたる。

4 監査は、本会の経理を監査する。

5 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

（会議）

第8条 本会に、総会及び幹事会を設置する。

（総会）

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、年に1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催す

ることができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正
- (2) 防災計画の作成及び改正
- (3) 事業計画の作成
- (4) 会務報告
- (5) その他総会が必要と認めたこと

5 総会は、その付議事項を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと
- (2) 総会より委任されたこと
- (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと

(防災計画)

第11条 本会は、地震、風水害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震、風水害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること
- (2) 防災意識の啓発及び知識の普及に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 地震、風水害等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、初期消火、救出・救護、給食・給水等に関すること
- (5) その他必要な事項

(経費)

第12条 本会の運営に必要な経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

_____ 自主防災会防災計画（例）

1 目的

この計画は、地区住民の隣保協同の精神に基づき、地区内の防災関係団体等の活動を効果的に運用することにより、自主的な防災活動を行い、地震、風水害等の災害による被害の防止及び軽減を図り、地区住民が自主的な活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 活動計画

地区自主防災協議会組織の目的を達成するため、平常時の防災に関しての啓発活動、防災対策活動及び災害時の防災初動活動等、地区住民が一致団結して積極的な防災活動施策を確立する。

3 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること
- (2) 防災意識の高揚及び知識の普及に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 情報収集・伝達に関すること
- (5) 避難誘導・安否確認に関すること
- (6) 出火防止・初期消火に関すること
- (7) 救出・救護に関すること
- (8) 給食・給水に関すること
- (9) 防災資機材等の配備及び管理に関すること

4 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別紙のとおり防災組織を編成する。

5 防災意識の高揚及び知識の普及

地区住民の防災意識を高揚するために、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

普及事項は、次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関すること
- イ 地震、風水害、火災等の知識に関すること
- ウ 地区周辺の環境に応じた防災知識に関すること
- エ 各家庭における防災上の留意点及び防災への協力に関すること
- オ その他防災及び地域コミュニティに関すること

(2) 普及の方法

防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

- ア 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、映写会（ビデオ）等の開催

- ウ パネル等の展示
- エ 起震車等防災体験の開催
- オ 地域防災マップの作成

(3) 実施時期

火災予防週間期間、防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

6 防災訓練の実施

津市が実施する総合防災訓練のほか、地区の実情に応じた防災訓練・防火訓練等を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

個別訓練は、次のとおりとする。

- ア 情報の収集・伝達訓練
- イ 避難誘導・安否確認訓練
- ウ 出火防止・初期消火訓練
- エ 救出・救護訓練
- オ 給食・給水訓練
- カ その他

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

ア 訓練は、火災予防運動期間、防災週間及び防災に関係する時期に実施する。

イ 総合訓練については年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

7 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、携帯無線機、伝令等による。

8 避難対策

大地震、風水害や火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

津市長の避難情報が出たとき又は、防災会長が必要があると認めたときは、防災会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、防災会長の避難の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。

9 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

出火防止の徹底を図るため、毎月15日を「防災の日」として、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備をする。

ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

イ 可燃性危険物品等の保管状況

ウ 消火器等の消火資機材の整備状況

エ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、消火器、水バケツ、消火用の砂等の配備と使用方法の習熟を図る。

10 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

11 給食・給水

避難場所等においては、各家庭で非常持出しした食料、飲料水を飲食することを原則とするが、配給等を受けた場合、給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員は、地域内の家庭、津市から配給された食料または米穀類販売業者等から提供された食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員は、貯水槽、井戸、ろ水機使用等により確保した飲料水又は津市から提供された飲料水により給水活動を行う。

12 防災資機材等

防災資機材等の配備及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

防 災 資 機 材 等	数 量	保 管 場 所	管 理 方 法
情報収集用資機材		各自主防災会倉庫	各自主防災会長が管理
避難誘導用資機材		〃	〃
初期消火用資機材		〃	〃
救出・救護用資機材		〃	〃

(2) 定期点検

毎年 月 第 曜日を防災資機材の点検日とする。

附 則

この計画は、 年 月 日から実施する。

自主防災会台帳

年 月 日現在

組 織 の 名 称	自主防災会			
組 織 の 区 域				
組織化の年月日	令和 年 月 日	世帯数	人口	
代 表 者 名	氏 名	年齢	住 所	電話番号
会 長				
副 会 長				
幹 事				
班 代 表 者	氏 名	年齢	住 所	電話番号
情報収集・伝達				
避 難 誘 導				
初 期 消 火				
救 出 ・ 救 護				
給 食 ・ 給 水				
組織の構成団体				
地域の特性				

自主防災会活動班一覽表

活動班名称	加入組織名	職 名	班 員
情報収集・ 伝達		班 長	TEL
		副班長	TEL
			TEL
			TEL
			TEL
			TEL
避難誘導・ 安否確認		班 長	TEL
		副班長	TEL
			TEL
			TEL
			TEL
			TEL
初期消火		班 長	TEL
		副班長	TEL
			TEL
			TEL
			TEL
			TEL
救出・救護		班 長	TEL
		副班長	TEL
			TEL
			TEL
			TEL
			TEL
給食・給水		班 長	TEL
		副班長	TEL
			TEL
			TEL
			TEL
			TEL

防火防災訓練計画届出書

年 月 日

津 市 長

防災組織名

代表者住所

代表者氏名

電話番号

防火防災訓練の実施について、下記のとおり届け出ます。

記

1 訓練日時

年月日	年 月 日
時 間	時 分から 時 分まで

2 訓練場所

3 訓練内容

4 参加人員

「防災学習会等講師派遣」申込書

受付日時	年 月 日 ()		
受付者		受付方法	窓口・電話・その他 ()
団体等の名称			
代表者氏名			
会合等の名称			
連絡先	住所	〒	
	担当者氏名	(団体役職名等)	
	電話番号	TEL	FAX

希望講座名	開催日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分	
	会場名		参加人数 人
	会場所在地		TEL
	希望のテーマ		

啓発品の希望	必要	希望備蓄品名：
	不要	希望数量：

会場設備	テレビ	DVD・ビデオプレーヤー	プロジェクター	スクリーン	マイク設備	延長コード
チェック欄						

(備考)

訓 練 申 込 書

年 月 日

(あて先) 津市 消防署長

申込者

住所 (所在地)

氏名 (名称)

(代表者名)

電 話

次のとおり、消防・防災・救急訓練を実施しますので、消防職員の派遣を申し込みます。

実 施 日 時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
実施対象人数	名
実 施 場 所	
訓 練 内 容	消防・防災指導 (訓練実施内容を○で囲んでください。) 通報訓練 避難訓練 消火器等による初期消火訓練 ビデオ上映 () 防火講話・その他 () 救急指導 普通救命講習 その他の応急手当講習 ()
雨天時の対応	
担当者職・氏名 電 話	
備 考	
※受 付 欄	※処 理 欄

※印の欄には記入しないでください。

防災備蓄品管理表

自主防災会名

[illegible]

防災備蓄品チェックシート

点検日

自主防災会名

区分	チェック項目・視点		確認欄	特筆事項
	項目	視点		
消火器	外観、設置数等	1 本体容器に変形や損傷(本体のさび等)はないか	☐	
		2 レバーに変形や損傷はないか	☐	
		3 安全栓に変形や損傷はないか	☐	
		4 指示圧力値は緑色範囲内か(指示圧力計がついていれば)	☐	
		5 ノズル、ホースに変形や損傷(亀裂等)はないか	☐	
		6 格納箱に大きな損傷はないか	☐	
		7 自治会で把握している設置数と実際の消火器の本数に相違はないか	☐	
	期限等	8 消火器の使用可能期限を過ぎていないか	☐	
		9 道路占有許可の期限は切れていないか	☐	
備蓄飲食料品	状態等	10 自治会で把握している数量と実際の数量に相違はないか	☐	
		11 災害時に使用できる状態か(目立った傷や汚れはないか)	☐	
	期限等	12 消費期限等は切れていないか	☐	
発電機	状態等	13 本体はきちんと始動するか	☐	
		14 投光器等を繋ぎ、きちんと電気が行き届くことが確認できたか	☐	
	期限等	15 燃料は使用可能な状態か	☐	
その他備品等		16	☐	
		17	☐	
		18	☐	
次回への引継ぎ事項等				

災害対策基本法（抜粋）

（市町村の責務）

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（住民等の責務）

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

- 2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

三重県防災対策推進条例（抜粋）

（防災知識の習得等）

第十三条 県民は、防災訓練、防災対策に関する研修会等（以下「防災訓練等」という。）に積極的に参加し、災害及び防災対策に関する知識の習得並びに地形等災害関連情報その他の災害及び防災対策に関する情報（以下「災害等に関する情報」という。）の収集を行い、これらを防災対策を実施する際に活用するよう努めなければならない。

2 県民は、災害が発生した場合に備え、避難場所、避難経路及び避難方法について家庭及び地域で確認し合うとともに、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参画し、地域における災害予防対策（災害の発生又は拡大を未然に防止するための対策をいう。第十五条第一項及び第二十五条において同じ。）の実施に努めなければならない。

3 県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災対策に寄与するよう努めなければならない。

（防災意識の啓発）

第二十一条 自主防災組織は、防災意識の啓発及び高揚を図るため、地域住民に対して、防災訓練等を行うとともに、その構成員を地域住民等、県、市町及び防災関係機関が行う防災訓練等に積極的に参加させるよう努めなければならない。

（地形等災害関連情報の確認等）

第二十二条 自主防災組織は、地域住民等、県、市町及び防災関係機関が提供する地形等災害関連情報を確認し、かつ、防災対策に関する情報を活用するとともに、当該地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路及び避難方法をあらかじめ把握しておくよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、地形等災害関連情報、避難場所、避難経路及び避難方法を掲載した地図を作成するとともに、地域住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めなければならない。

（物資及び資機材の備蓄等）

第二十三条 自主防災組織は、火災の発生の防止、救出、応急手当その他の災害が発生した場合の応急的な措置に必要な物資及び資機材を備蓄し、整備し、又は点検するよう努めなければならない。

（要配慮者への支援体制）

第二十四条 自主防災組織は、あらかじめ、県、市町、防災関係機関及び要配慮者に関わる団体と連携して、災害発生時等における地域の要配慮者の情報

収集及び避難の支援を行うための体制を整備するよう努めなければならない。

（避難の勧告等への対応の準備）

第二十五条 自主防災組織は、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は避難準備・高齢者等避難開始の発令があった場合に地域住民の避難が円滑に行われるようあらかじめ構成員の役割分担その他の災害予防対策を実施するよう努めなければならない。

（災害応急対策の実施）

第六十五条 自主防災組織は、災害発生時等において、地域住民等、県、市町及び防災関係機関と連携して、避難行動要支援者その他の地域住民の避難の支援、火災の発生の防止、救出、応急手当、給水、給食、避難所の運営、危険箇所の巡視その他の地域における災害応急対策を実施するよう努めなければならない。

（情報の伝達）

第六十六条 自主防災組織は、地域住民又は市町に対し、地域住民の安否、被害状況等に関して知り得た情報の伝達に努めるものとする。

（自主防災組織の責務）

第八十二条 自主防災組織は、災害が発生した場合において、地域社会の再生に貢献するとともに、県、市町及び防災関係機関が実施する災害の復旧及び復興対策に協力するよう努めなければならない。

【お問い合わせ先】

○自主防災活動、災害時における災害対策の総合調整に関すること
本庁の担当課

担当課	電話	F A X
危機管理部 防災室	229-3104	223-6247

各総合支所の地域振興課

総合支所名	電話	F A X	総合支所名	電話	F A X
久 居	255-8816	255-0960	河 芸	244-1700	245-0004
芸 濃	266-2510	266-2522	美 里	279-8111	279-8125
安 濃	268-5511	268-3357	香良洲	292-4374	292-4318
一 志	293-3138	293-5544	白 山	262-7011	262-5010
美 杉	272-8080	272-1119			

○災害時における各種業務の担当課

内容	担当課	電話
・避難情報に関すること ・罹災証明の発行に関すること＊	防 災 室	2 2 9－3 1 0 4
・住家等の被害に係る調査に関すること＊ ・し尿くみ取り券の交付に関すること＊	市 民 税 課 資 産 税 課 収 税 課	2 2 9－3 1 2 8 2 2 9－3 1 3 1 2 2 9－3 1 3 5
・避難所に関すること＊ ・遺体の収容、安置及び火葬に関すること＊	市 民 課	2 2 9－3 1 4 3
・災害ボランティアに関すること	地 域 連 携 課	2 2 9－3 1 1 0
・災害によるごみに関すること	環 境 政 策 課	2 2 9－3 1 3 9
・災害見舞金等に関すること	福 祉 政 策 課	2 2 9－3 2 8 3
・被災地の消毒に関すること	保険医療助成課	2 2 9－3 1 5 9
・農林水産関係施設の被害に関すること	農林水産政策課	2 2 9－3 1 7 1
・道路、河川、公園等の被害調査に関すること	津北工事事務所 津南工事事務所	2 5 3－2 2 7 2 2 5 4－5 3 5 1
・上下水道の災害に関すること	上下水道管理課	2 3 7－5 8 1 1

＊については、各総合支所管轄地域は各総合支所地域振興課が担当となります。